

第98号議案

令和8年3月19日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については別添1のとおり一部改正する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正については、申請（別添3）のとおり承認する。

なお、本件については、令和8年第一回東京都議会定例会において学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外4件が議決されることを前提に行うものである。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）
- 2 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 3 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 4 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 5 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 6 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

- 9 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）
- 12 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）
- 13 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 14 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 15 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 16 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 17 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 18 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 19 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 20 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 21 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 22 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 23 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 24 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正（別添3）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）
- 3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外7任命権者）

<p>駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具</p> <p>第16条（新設）</p>	<p>【駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具は次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機付自転車及び自動車 ・ 人事委員会が特に承認する交通の用具
<p>駐車場等の要件</p> <p>第17条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p>	<p>【駐車場等の要件を規定】</p> <p>人事委員会で定める駐車場等の要件は、次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公署若しくは学校の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所周辺にある施設であること ○ 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にあたる場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと ○ その利用について配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む。）若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと ○ 自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると任命権者が認めるときは、任命権者が別に定める要件とする。
<p>駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員</p> <p>第18条（新設）</p>	<p>【駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員を規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のうち、第9条第2号の職員には駐車場等手当に係る通勤手当を支給しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2号（交通機関の運賃額のみ支給）の職員： <ul style="list-style-type: none"> 併用者のうち自転車等の使用距離が片道2km未満で、交通機関の運賃額が交通用具の手当額（駐車場等に係る手当を含む）を上回る者
<p>駐車場等に係る通勤手当の額</p> <p>第19条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【駐車場等に係る通勤手当額を規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場等に係る通勤手当額は次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの駐車場等を利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合は当該料金 ロ 駐車場等の料金を定める期間が2以上の月にわたる場合は当該料金を月の数で除して得た額 ハ 上記以外の場合は任命権者が定める額 ・ 2以上の駐車場等を利用する場合はそれぞれの駐車場について上記を合計した額

<p>異動等事由</p> <p>第20条</p> <p>第1項第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【異動等事由の文言整備】</p> <p>○ <u>異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のために負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合</u></p> <p>○ <u>離職に関する規定について、国の規定整備と同一の改正</u> <u>離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に規定する東京都の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。）をし、（後略）</u></p>
<p>施行期日</p> <p>附則</p>	<p>令和8年4月1日</p>

2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容				
級別資格基準表 別表第1	<p>【主務教諭の設置に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年4月施行の学校教育法の改正により新たな職として学校に置くことができるとされた「主務教諭」の設置に伴い、下記基準表の職種に「主務教諭」を追加 ○ 都においては、「主務教諭」に相当する特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として「主任教諭」を独自に設置しており、教育委員会所管の「東京都立学校の管理運営に関する規則」で位置付けている <table border="1" data-bbox="531 721 1179 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 721 855 792">現行</th> <th data-bbox="855 721 1179 792">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 792 855 1151"> 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 </td> <td data-bbox="855 792 1179 1151"> 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 <u>主務教諭</u> 教諭 養護教諭 栄養教諭 </td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正後	校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭	校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 <u>主務教諭</u> 教諭 養護教諭 栄養教諭
現行	改正後				
校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭	校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 <u>主務教諭</u> 教諭 養護教諭 栄養教諭				
施行期日 附則	令和8年4月1日				

II 東京都規則等の一部改正

1 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）

都の実情を踏まえつつ、国との制度的均衡を図る観点から、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																				
特地手当の月額 第3条	<p>【特地勤務手当の手当算定方法の改正】</p> <p>手当の支給額の算定方法について以下のとおり見直し (現行)</p> $(\text{異動時の給料月額等} \times 1/2 + \text{支給時点の給料月額等} \times 1/2) \times \text{支給割合}$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> $\text{支給時点の給料月額等} \times \text{支給割合}$ <p>※ 給料月額等 = 給料月額 + 扶養手当</p>																				
特地手当と地域手当との調整 第4条	<p>特地勤務手当と地域手当との併給調整を廃止</p>																				
準ずる手当の月額 第5条（新設） 第6条（廃止）	<p>【特地勤務手当に準ずる手当の手当算定方法の改正】</p> <p>第3条と同様に支給方法を見直し</p>																				
条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額 本体附則第2項から第5項	<p>【給料月額7割措置を受ける職員に係る附則の削除】</p> <p>給料月額7割措置を受ける職員について、第3条の算定方法改正に伴い見直し</p>																				
特地公署別支給割合 別表第一	<p>【特地勤務手当の支給割合の改正】</p> <table border="1" data-bbox="523 1680 1377 2027"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> <th>改正幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大島</td> <td>15%</td> <td>12%</td> <td>△3%</td> </tr> <tr> <td>八丈</td> <td>19%</td> <td>16%</td> <td>△3%</td> </tr> <tr> <td>三宅</td> <td>23%</td> <td>20%</td> <td>△3%</td> </tr> <tr> <td>小笠原</td> <td>25%</td> <td>現行のとおり</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 島しょの地域手当は、令和7年12月の規則改正により、2%引上げ10%（令和8年4月1日施行）</p>	公署	現行	改正案	改正幅	大島	15%	12%	△3%	八丈	19%	16%	△3%	三宅	23%	20%	△3%	小笠原	25%	現行のとおり	—
公署	現行	改正案	改正幅																		
大島	15%	12%	△3%																		
八丈	19%	16%	△3%																		
三宅	23%	20%	△3%																		
小笠原	25%	現行のとおり	—																		

特地勤務手当の基礎額の限度額 別表第二	特地勤務手当の基礎額の限度額(算定基礎となる給料の月額限度額)を廃止
施行期日 附則第1項	令和8年4月1日
特地勤務手当等支給規程の一部改正の廃止 附則第2項	【地域手当との併給調整】 令和9年4月1日以降に、新規採用者の特例または異動保障を受ける職員に対して併給調整を行う一部改正(令和7年訓令第49号)を廃止

以下の「2」～「6」について、「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

- 2 特地勤務手当等支給規程の一部改正(警視)
- 3 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 4 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 5 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 6 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
別 表 第 一 給料の特別調整額 に関する規程の一 部改正の一部改正 附則第2項	【専門課長の追加】 ○別表1（職に対する区分）に専門課長（区分10）を追加する。 ○別表2及び別表3に、区分10に対する金額を追加する。 区分10：72,000円（定年前再任用短時間勤務職員は、52,000円）
施 行 期 日 附則第1項	令和8年4月1日

以下の「11」、「12」について、「Ⅱ」の「10」と同様の改正を行う。

11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）

12 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）

13 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>特別救助手当 別表 手当番号13(2) (3)</p>	<p>【支給対象の新設等に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他自治体の公安委員会から災害*に係る援助の要求があり、派遣された区域内において、被災者の救助等の活動に従事する職員（A）【新設】 ※自然災害、列車の転覆、爆発、水難その他の災害 日額 1,080円 【新設】 ○ 避難指示等の措置がなされた区域内において、被災者の救助等の活動に従事する職員（B） 日額 1,680円 → 2,160円 【増額】 ○ （A）については（B）の受給者を除く。 ○ 日没時から日出時までの間に従事した場合の手当額加算の対象に、新設の支給対象を追加 <p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給対象の新設に伴う項番の繰下げ
<p>捜査等業務手当 別表 手当番号1(1)ア</p>	<p>【組織改正に伴う規程整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給対象業務の移管により、支給範囲に「生活安全総務課」を追加 ※移管となる支給対象業務 子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある生活安全警察関係法令違反の取締り業務等 ※捜査等業務手当 (1)ア 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した職員 日額 550円
<p>本 体 附 則 本体附則第4項</p>	<p>【特別救助手当の支給対象の新設による文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表13の部(2)の項 → 別表13の部(3)の項
<p>施 行 期 日 附則第1項</p>	<p>令和8年4月1日</p>
<p>経 過 措 置 附則第2項 第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合は、なお従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

14 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																						
救出救助手当 別表 手当番号5(7) (6)	<p>【支給対象の新設等に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動に従事した職員（A） 【新設】 日額 1,080円 【新設】 ○ 避難指示等の措置がなされた区域内において被災者の救助等の活動に従事した職員（B） 日額 1,680円 → 2,160円 【増額】 ○ （A）については（B）の受給者を除く。 																						
救急手当 別表 手当番号1	<p>【手当額の見直し】</p> <table border="1" data-bbox="520 842 1471 1146"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給範囲</th> <th>現行（1回）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1)救急救命士以外の救急隊員</td> <td>1時間未満270円、1時間以上380円</td> <td>1回 350円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)救急救命士の救急隊員</td> <td>1時間未満360円、1時間以上500円</td> <td>1回 460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機 関 員 等</td> <td>ア 心肺停止以外</td> <td>1時間未満200円、1時間以上280円</td> <td>1回 260円</td> </tr> <tr> <td>イ 救急救命士以外（心肺停止事案）</td> <td>1時間未満270円、1時間以上380円</td> <td>1回 350円</td> </tr> <tr> <td>ウ 救急救命士（心肺停止事案）</td> <td>1時間未満360円、1時間以上500円</td> <td>1回 460円</td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲		現行（1回）	改正後	(1)救急救命士以外の救急隊員		1時間未満270円、1時間以上380円	1回 350円	(2)救急救命士の救急隊員		1時間未満360円、1時間以上500円	1回 460円	機 関 員 等	ア 心肺停止以外	1時間未満200円、1時間以上280円	1回 260円	イ 救急救命士以外（心肺停止事案）	1時間未満270円、1時間以上380円	1回 350円	ウ 救急救命士（心肺停止事案）	1時間未満360円、1時間以上500円	1回 460円
支給範囲		現行（1回）	改正後																				
(1)救急救命士以外の救急隊員		1時間未満270円、1時間以上380円	1回 350円																				
(2)救急救命士の救急隊員		1時間未満360円、1時間以上500円	1回 460円																				
機 関 員 等	ア 心肺停止以外	1時間未満200円、1時間以上280円	1回 260円																				
	イ 救急救命士以外（心肺停止事案）	1時間未満270円、1時間以上380円	1回 350円																				
	ウ 救急救命士（心肺停止事案）	1時間未満360円、1時間以上500円	1回 460円																				
施行期日 附則第1項	令和8年4月1日																						
経過措置 附則第2項 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合は、なお従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。 																						

以下の「15」～「17」について、「I」の「2」の主務教諭の設置に伴う文言整備と同様の改正を行う。

15 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

16 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

17 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

18 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校教育法等の改正等に伴い、所要の改正を行う。

「I」の「2」の主務教諭の設置に伴う文言整備と同様の改正については、記載を省略。

項 該 当 条 目 文	内 容
教員特殊業務手当 別表第1 手当番号13(4)	【部活動指導手当の支給額の見直し】 ○ 教員の処遇改善の観点から、部活動指導業務にかかる国庫負担金算定の見直し等を踏まえ、部活動の指導を行った場合の手当額を引上げ ・日額 3,000円 → 4,300円 (国の国庫負担金の引上率を踏まえ設定) ・支給要件(正規の勤務時間以外に3時間以上)は変更なし
施行期日 附則第1項	令和8年4月1日
経過措置 附則第2項	施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合は、なお従前の例による。

19 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職給料表の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
別表第1	【支給額の改正】 教育職給料表改定(令和8年4月の校長・副校長の級における給料月額 の初号の水準引上げ)に伴い、支給額を改定 (1) 特別支援学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舍指導員								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>17,300円</td> <td>17,700円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	改正前	改正後	改定額	5級	17,300円	17,700円	400円
職務の級	改正前	改正後	改定額						
5級	17,300円	17,700円	400円						
別表第2	(2) 特別支援学級の授業を担当する教育職員								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>12,700円</td> <td>13,300円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	改正前	改正後	改定額	5級	12,700円	13,300円	600円
職務の級	改正前	改正後	改定額						
5級	12,700円	13,300円	600円						
	・6級(校長)については、支給額の基準となる号給が初号の水準引き上げの影響を受けないため、改正なし								
施行期日 附則	令和8年4月1日								

20 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																																
成 績 率 第3条の4第1項	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>○ 令和8年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の範囲を改定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × <u>成績率</u> </div> <p>○ 令和8年6月期以降の成績率の範囲</p> <table border="1" data-bbox="478 683 1465 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">役職</th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>1.0560 ~ 1.4399</td> <td><u>1.0450 ~ 1.4249</u></td> <td>1.1875月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>0 ~ 2.35</td> <td>0 ~ <u>2.25</u></td> <td>1.4875月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>0 ~ 2.75</td> <td>0 ~ <u>2.55</u></td> <td>1.3875月</td> </tr> <tr> <td>特定任期付職員</td> <td>0 ~ 2.05</td> <td>0 ~ <u>1.90</u></td> <td>1.1375月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.9840 ~ 1.90</td> <td><u>0.97375 ~ 1.80</u></td> <td rowspan="2">1.1875月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.9960 ~ 1.80</td> <td><u>0.985625 ~ 1.70</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">定 年 前 再 任 用</td> <td>指定職</td> <td>0.5500 ~ 0.7499</td> <td>改正なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.6230 ~ 0.95</td> <td><u>0.611875 ~ 0.95</u></td> <td>0.6875月</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.5340 ~ 0.80</td> <td><u>0.522875 ~ 0.75</u></td> <td rowspan="2">0.5875月</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.5400 ~ 0.75</td> <td><u>0.528750 ~ 0.70</u></td> </tr> </tbody> </table>				役職	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正前	改正後	指定職	1.0560 ~ 1.4399	<u>1.0450 ~ 1.4249</u>	1.1875月	部長級	0 ~ 2.35	0 ~ <u>2.25</u>	1.4875月	課長級	0 ~ 2.75	0 ~ <u>2.55</u>	1.3875月	特定任期付職員	0 ~ 2.05	0 ~ <u>1.90</u>	1.1375月	課長代理級	0.9840 ~ 1.90	<u>0.97375 ~ 1.80</u>	1.1875月	主任以下等	0.9960 ~ 1.80	<u>0.985625 ~ 1.70</u>	定 年 前 再 任 用	指定職	0.5500 ~ 0.7499	改正なし	—	管理職	0.6230 ~ 0.95	<u>0.611875 ~ 0.95</u>	0.6875月	監督職	0.5340 ~ 0.80	<u>0.522875 ~ 0.75</u>	0.5875月	一般職	0.5400 ~ 0.75	<u>0.528750 ~ 0.70</u>
役職	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																														
	改正前	改正後																																															
指定職	1.0560 ~ 1.4399	<u>1.0450 ~ 1.4249</u>	1.1875月																																														
部長級	0 ~ 2.35	0 ~ <u>2.25</u>	1.4875月																																														
課長級	0 ~ 2.75	0 ~ <u>2.55</u>	1.3875月																																														
特定任期付職員	0 ~ 2.05	0 ~ <u>1.90</u>	1.1375月																																														
課長代理級	0.9840 ~ 1.90	<u>0.97375 ~ 1.80</u>	1.1875月																																														
主任以下等	0.9960 ~ 1.80	<u>0.985625 ~ 1.70</u>																																															
定 年 前 再 任 用	指定職	0.5500 ~ 0.7499	改正なし	—																																													
	管理職	0.6230 ~ 0.95	<u>0.611875 ~ 0.95</u>	0.6875月																																													
	監督職	0.5340 ~ 0.80	<u>0.522875 ~ 0.75</u>	0.5875月																																													
	一般職	0.5400 ~ 0.75	<u>0.528750 ~ 0.70</u>																																														
施 行 期 日 附則	令和8年4月1日																																																

21 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「20」と同様の改正を行う。

22 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与制度の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容										
第二種報酬 第9条第1項 第2項 第3項 第10条第3項	【通勤手当の見直しに伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤職員の駐車場等の利用に対する通勤手当の導入に伴い、交通用具を使用する非常勤職員（交通機関等との併用者も含む）の定義に「駐車場等利用職員」を追加 ○ 非常勤職員に支給される第二種報酬の運賃等の定義に「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」を追加 										
勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第28条第1項	【会計年度任用職員の成績率の改正】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年6月以降の成績率の下限 <table border="1" data-bbox="472 824 1461 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の下限</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>10,920/10,000</td> <td>10,806.25/10,000</td> <td>1.1875月</td> </tr> </tbody> </table>		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正前	改正後	会計年度任用職員	10,920/10,000	10,806.25/10,000	1.1875月
	成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合								
	改正前	改正後									
会計年度任用職員	10,920/10,000	10,806.25/10,000	1.1875月								
施行期日 附則	令和8年4月1日										

以下の「23」、「24」について、「Ⅱ」の「22」と同様の改正を行う。

23 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

24 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容															
局長級職員の成績率の内容 第3	<p>【段階ごとの成績率の改正】</p> <p>○ 令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率を改定 (局長級) ・勤勉手当月数1.200月(現行)→1.1875月</p> <table border="1" data-bbox="513 658 1426 1153"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>改正前の成績率</th> <th>改正後の成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.2000超～1.4399月の範囲で支給の都度定める</td> <td><u>1.1875超～1.4249月</u>の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>1.1160～1.2000月の範囲で支給の都度定める</td> <td><u>1.104375～1.1875月</u>の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>1.056月</td> <td><u>1.045月</u></td> </tr> <tr> <td>総務局長が別に定めるものの成績率</td> <td>1.200月</td> <td><u>1.1875月</u></td> </tr> </tbody> </table>	段階	改正前の成績率	改正後の成績率	上位	1.2000超～1.4399月の範囲で支給の都度定める	<u>1.1875超～1.4249月</u> の範囲で支給の都度定める	中位	1.1160～1.2000月の範囲で支給の都度定める	<u>1.104375～1.1875月</u> の範囲で支給の都度定める	下位	1.056月	<u>1.045月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率	1.200月	<u>1.1875月</u>
段階	改正前の成績率	改正後の成績率														
上位	1.2000超～1.4399月の範囲で支給の都度定める	<u>1.1875超～1.4249月</u> の範囲で支給の都度定める														
中位	1.1160～1.2000月の範囲で支給の都度定める	<u>1.104375～1.1875月</u> の範囲で支給の都度定める														
下位	1.056月	<u>1.045月</u>														
総務局長が別に定めるものの成績率	1.200月	<u>1.1875月</u>														
附 則	令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。															

2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																																			
行（一）5級等職員の成績率の内容 第4	<p>【段階ごとの成績率の改正】</p> <p>○令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率を改定 （部長級）</p> <p>・勤勉手当月数1.50月（現行）→1.4875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.35月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （<u>上限：2.25月</u>）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td>1.3950月</td> <td><u>1.383375月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td>1.3200月</td> <td><u>1.309000月</u></td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正前	改正後	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.35月）	支給の都度定める （ <u>上限：2.25月</u> ）	上位	4	20%	中位	3	50%	1.3950月	<u>1.383375月</u>	下位	2	20%	1.3200月	<u>1.309000月</u>	最下位	1	0月	0月			
			改正前	改正後																																
段階	評価	配分	成績率	成績率																																
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.35月）	支給の都度定める （ <u>上限：2.25月</u> ）																																
上位	4	20%																																		
中位	3	50%	1.3950月	<u>1.383375月</u>																																
下位	2	20%	1.3200月	<u>1.309000月</u>																																
最下位	1		0月	0月																																
行（一）4級等職員の成績率の内容 第5	<p>（課長級）</p> <p>・勤勉手当月数1.40月（現行）→1.3875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="3">支給の都度定める （上限：2.75月）</td> <td rowspan="3">支給の都度定める （<u>上限：2.55月</u>）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td>3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td></td> <td>40%</td> <td>1.3160月</td> <td><u>1.304250月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td>1.2460月</td> <td><u>1.234875月</u></td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正前	改正後	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.75月）	支給の都度定める （ <u>上限：2.55月</u> ）	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	中位(B)		40%	1.3160月	<u>1.304250月</u>	下位	2	20%	1.2460月	<u>1.234875月</u>	最下位	1	0月	0月
			改正前	改正後																																
段階	評価	配分	成績率	成績率																																
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.75月）	支給の都度定める （ <u>上限：2.55月</u> ）																																
上位	4	20%																																		
中位(A)	3	10%																																		
中位(B)		40%	1.3160月	<u>1.304250月</u>																																
下位	2	20%	1.2460月	<u>1.234875月</u>																																
最下位	1		0月	0月																																
特定任期付職員の成績率の内容 第6	<p>（特定任期付職員）</p> <p>・勤勉手当月数1.15月（現行）→1.1375月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>5及び4</td> <td>支給の都度定める （上限：2.05月）</td> <td>支給の都度定める （<u>上限：1.90月</u>）</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>1.0500月</td> <td><u>1.0375月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td>0.9850月</td> <td><u>0.9725月</u></td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	段階	評価	成績率	成績率	上位	5及び4	支給の都度定める （上限：2.05月）	支給の都度定める （ <u>上限：1.90月</u> ）	中位	3	1.0500月	<u>1.0375月</u>	下位	2	0.9850月	<u>0.9725月</u>	最下位	1	0月	0月											
		改正前	改正後																																	
段階	評価	成績率	成績率																																	
上位	5及び4	支給の都度定める （上限：2.05月）	支給の都度定める （ <u>上限：1.90月</u> ）																																	
中位	3	1.0500月	<u>1.0375月</u>																																	
下位	2	0.9850月	<u>0.9725月</u>																																	
最下位	1	0月	0月																																	

<p>行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第 7</p>	<p>(課長代理級)</p> <p>・ 勤勉手当月数1.20月 (現行) →1.1875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.90月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (<u>上限：1.80月</u>)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td>1.1400月</td> <td><u>1.128125月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.9840月</td> <td><u>0.973750月</u></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>1.2000月</td> <td><u>1.1875月</u></td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.90月)	支給の都度定める (<u>上限：1.80月</u>)	上位	30%	中位	60%	1.1400月	<u>1.128125月</u>	下位	0.9840月	<u>0.973750月</u>	対象外	—	1.2000月	<u>1.1875月</u>
		改正前	改正後																							
段階	配分	成績率	成績率																							
最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.90月)	支給の都度定める (<u>上限：1.80月</u>)																							
上位	30%																									
中位	60%	1.1400月	<u>1.128125月</u>																							
下位		0.9840月	<u>0.973750月</u>																							
対象外	—	1.2000月	<u>1.1875月</u>																							
<p>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第 8</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・ 勤勉手当月数1.20月 (現行) →1.1875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：1.80月)</td> <td>支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td>1.1520月</td> <td><u>1.140000月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.9960月</td> <td><u>0.985625月</u></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>1.2000月</td> <td><u>1.1875月</u></td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)	中位	60%	1.1520月	<u>1.140000月</u>	下位	0.9960月	<u>0.985625月</u>	対象外	—	1.2000月	<u>1.1875月</u>		
		改正前	改正後																							
段階	配分	成績率	成績率																							
上位	40%	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)																							
中位	60%	1.1520月	<u>1.140000月</u>																							
下位		0.9960月	<u>0.985625月</u>																							
対象外	—	1.2000月	<u>1.1875月</u>																							
<p>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>第 9</p>	<p>(定年前再任用・暫定再任用管理職員)</p> <p>・ 勤勉手当月数0.70月 (現行) →0.6875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.95月)</td> <td>支給の都度定める (<u>上限：0.95月</u>)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td>0.65800月</td> <td><u>0.646250月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.62300月</td> <td><u>0.611875月</u></td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限：0.95月)	支給の都度定める (<u>上限：0.95月</u>)	中位	70%	0.65800月	<u>0.646250月</u>	下位	0.62300月	<u>0.611875月</u>						
		改正前	改正後																							
段階	配分	成績率	成績率																							
上位	30%	支給の都度定める (上限：0.95月)	支給の都度定める (<u>上限：0.95月</u>)																							
中位	70%	0.65800月	<u>0.646250月</u>																							
下位		0.62300月	<u>0.611875月</u>																							
<p>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第 10</p>	<p>(定年前再任用・暫定再任用課長代理級)</p> <p>・ 勤勉手当月数0.60月 (現行) →0.5875月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.80月)</td> <td>支給の都度定める (<u>上限：0.75月</u>)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td>0.57000月</td> <td><u>0.558125月</u></td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.53400月</td> <td><u>0.522875月</u></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>0.60000月</td> <td><u>0.5875月</u></td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.80月)	支給の都度定める (<u>上限：0.75月</u>)	中位	60%	0.57000月	<u>0.558125月</u>	下位	0.53400月	<u>0.522875月</u>	対象外	—	0.60000月	<u>0.5875月</u>		
		改正前	改正後																							
段階	配分	成績率	成績率																							
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.80月)	支給の都度定める (<u>上限：0.75月</u>)																							
中位	60%	0.57000月	<u>0.558125月</u>																							
下位		0.53400月	<u>0.522875月</u>																							
対象外	—	0.60000月	<u>0.5875月</u>																							

定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容 第11	(定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系)			
	・ 勤勉手当月数0.60月（現行）→0.5875月			
			改正前	改正後
	段階	配分	成績率	成績率
	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.75月)	支給の都度定める (<u>上限：0.70月</u>)
中位	60%	0.5760月	<u>0.56400月</u>	
下位		0.5400月	<u>0.52875月</u>	
対象外	—	0.6000月	<u>0.5875月</u>	
附 則	令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。			

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会）

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容												
会計年度任用職員の成績率の内容 第4	【段階ごとの成績率の改正】 ○ 令和8年6月に支給する勤勉手当 （会計年度任用職員） ・ 勤勉手当月数1.20月（現行）→1.1875月												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td>支給の都度定める (上限：1.80月)</td> <td>支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>1.09200月</td> <td><u>1.080625月</u></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>1.20000月</td> <td><u>1.1875月</u></td> </tr> </tbody> </table>	段階	改正前	改正後	標準	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)	下位	1.09200月	<u>1.080625月</u>	対象外	1.20000月	<u>1.1875月</u>
段階	改正前	改正後											
標準	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (<u>上限：1.70月</u>)											
下位	1.09200月	<u>1.080625月</u>											
対象外	1.20000月	<u>1.1875月</u>											
附 則	令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。												

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都規則及び訓令の一部改正について（申請・協議）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）の一部改正等を踏まえ、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例等に基づく承認申請並びに協議をします。

記

1 改正する規則及び訓令並びに承認申請及び協議の根拠規定

- (1) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）

根拠規定：給与条例第23条

- (2) 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）

根拠規定：非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第2条第4項及び第6条第4項

- (3) 職員の給料の調整額に関する規則（昭和47年東京都規則第161号）

根拠規定：給与条例第9条第3項

- (4) 職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和7年東京都規則第31号）

根拠規定：給与条例第12条の3第3項

- (5) 特地勤務等手当支給規程（昭和62年東京都訓令甲第9号）

根拠規定：給与条例第13条の2第3項及び第13条の3第4項

- (6) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）

根拠規定：給与条例第21条の2第4項

- (7) 警視庁職員の特殊勤務手当に関する規則（平成9年東京都規則第52号）

根拠規定：警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例第29条

2 改正理由

給与条例の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．警．給．諸第1468号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
筒 井 洋 樹
(公 印 省 略)

特地勤務手当等支給規程の一部改正について（申請）

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第13条の2第3項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日警視庁訓令甲第8号）
- 2 改正の理由
給与制度の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり
- 4 施行期日
令和8年4月1日

7 東京漁調第 1 1 6 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会 長 馬 場 治
(公 印 省 略)

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の
一部改正について(申請)

このことについて、給与制度の改正を踏まえ、下記のとおり海区漁調訓令を
改正する必要があるため、職員給与に関する条例(昭和 2 6 年東京都条例第
7 5 号) 第 1 3 条の 2 第 3 項及び第 1 3 条の 3 第 4 項の規定に基づき承認方申
請します。

記

- 1 改正する訓令
東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程
(平成 1 6 年東京海区漁業調整委員会訓令第 2 号)
- 2 改正の理由
給与制度の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり

7 教人勤第 577 号

令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程等の一部改正について
(申請)

標記の件について、給与制度の改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるため、職員の給与に関する条例第 13 条の 2 等の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規程

(1) 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程

(昭和 62 年東京都教育委員会訓令第 8 号)

(2) 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程

(昭和 62 年東京都教育委員会訓令第 9 号)

2 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日

7 教人勤第576号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

へき地手当等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、令和8年4月1日からの人事・給与制度の改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第15条の2の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第439号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、在宅勤務等手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、学校職員の給与に関する条例第14条の3の規定に基づき承認方申請します。

7 総選総第 1465 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公印省略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について (申請)

このことについて、組織改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例 (昭和 26 年東京都条例第 75 号) 第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する訓令

給料の特別調整額に関する規程 (昭和 36 年東京都選挙管理委員会訓令甲第 1 号)

2 改正理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 人 委 総 第 864 号
令 和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する訓令

給料の特別調整額に関する規程(昭和 32 年東京都人事委員会訓令甲第 1 号)

2 改正理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について (申請)

このことについて、給与制度の改正に伴い、下記のとおり規程の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例 (昭和 26 年東京都条例第 75 号) 第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

給料の特別調整額に関する規程 (昭和 32 年 4 月 1 日教育委員会訓令甲第 4 号)

2 改正理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 東消人職第 1707 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について
(申請)

このことについて、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 47 号。以下「特勤手当条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の特勤手当条例第 21 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年 3 月東京都規則第 53 号）

2 改正理由

特勤手当条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

7 教人勤第510号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

産業教育手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行による学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正に伴い、主務教諭の名称を追加するため、学校職員の給与に関する条例第15条の4第3項の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第511号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行による学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正に伴い、主務教諭の名称を追加するため、学校職員の給与に関する条例第15条の5第3項の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第509号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行による学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正に伴い、主務教諭の名称を追加するため、学校職員の給与に関する条例第24条の3第2項の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第508号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の改正について（申請）

このことについて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行による学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正に伴い、主務教諭の名称を追加する等の改正を行うため、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第15条の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第553号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例第11条第2項の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第554号

令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例第24条の2の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第 5 9 4 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について (申請)

このことについて、常勤職員の給与制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (昭和 49 年東京都条例第 30 号) 第 6 条第 2 項等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第6条第2項及び第8条の3第2項	承認申請

7 教人勤第 5 9 5 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について (申請)

このことについて、常勤職員の給与の改定等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (昭和 49 年東京都条例第 30 号) 第 13 条の 3 等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第13条の3において準用する第8条の3第2項	承認申請

7 総人第 2453 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

7 総人制第 1023 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

7 議 総 第 1 1 5 7 号
令 和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増 子 博 樹
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和8年3月16日付7総人制第1023号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成15年3月25日付14人委任第216号承認)

7 監 総 第 8 9 5 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和 8 年 3 月 16 日付 7 総人制第 1023 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

7 選総第1423号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和8年3月16日付7総人制第1023号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成15年3月25日付14人委任第216号承認)

7人委総第909号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和8年3月16日付7総人制第1023号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

7 東京漁調第108号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会 長 馬 場 治
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和8年3月16日付7総人制第1023号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）

7 教人勤第559号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱【別紙1】

(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱【別紙2】

(平成8年3月29日付7人委任第223号承認)

2 適用年月日

令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

監. 警. 給. 審第1399号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

警視總監
筒井 洋樹
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則 (昭和54年東京都規則第28号) 第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱 (平成8年3月29日付7人委任第223号承認) 【別紙】

2 適用年月日

令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

7人職第1727号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 市川 博三
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

7 総人制第 1021 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則 (平成 27 年東京都規則第 8 号) 第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 (令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認)
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

7 議 総 第 1 1 5 8 号
令 和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増 子 博 樹
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、令和8年3月16日付7総人制第1021号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 (令和6年3月21日付5人委任第288号承認)

7 監 総 第 8 9 6 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和 8 年 3 月 16 日付 7 総人制第 1021 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 (令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認)

7 選総第1427号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和8年3月16日付7総人制第1021号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

7 人委総第 910 号
令和 8 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 8 年 3 月 16 日付 7 総人制第 1021 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認）

7 教総総第 2995 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会教育長
坂本 雅彦
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則 (平成 27 年東京都規則第 8 号) 第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 (令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認)
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

7 教人勤第 5 4 5 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

時間講師及び日勤講師の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 (昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号) 第 37 条第 1 項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則 (平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号) 第 41 条第 1 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する要綱

講師の成績率の運用に関する要綱 (令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認)

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和 8 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

監.警.給.支2第1096号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

警視総監
筒井洋樹
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第28条第1項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

7人職第1727号
令和8年3月16日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 市川 博三
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第28条第1項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日5人委任第288号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

規則改正案文一覧

～ 目次 ～

- I 東京都人事委員会規則の一部改正
 - 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「をいう。」の下に「第十六条第一号において同じ。」を加える。

第六条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 条例第十二条第三項第二号及び学校職員の条例第十四条第三項第二号の人事委員会は定める職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じた額は、別表第二に定める額とする。

第八条中「条例別表第七及び学校職員の条例別表第三」を「別表第二」に改める。

第九条第二号中「第二号に定める額」の下に「（条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を利用し、その

料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定める額を加算した額）を加え、同条第三号中「が条例第十二条第三項第二号又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額」の下に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定める額を加算した額）」を加える。

第十五条第一項第一号中「この項において」を削る。

第二十一条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とする。

第十九条中「第十六条第三号」を「第二十条第三号」に、「第十七条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一号」を「第二十条第一号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「第十六条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同項第一号中「別表」を「別表第一」に改め、同項第二号中「通勤手当の額」の下に「（駐車場等の料金を含む。）」を加え、同条第三項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同条第一号中「若しくは通勤方法を変更した場合」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二号中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に規定する東京都の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。）をし」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

（駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具）

第十六条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する交通の用

具は、次の各号に掲げるもの（次条において「自動車等」という。）とする。ただし、都、市区町村その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

- 一 原動機付自転車及び自動車
- 二 前号に掲げるもののほか、人事委員会が特に承認する交通の用具

(駐車場等の要件)

第十七条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 公署若しくは学校の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は条例第十条第二項及び学校職員の条例第十二条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第十八条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会が定める職員は、第九条第二号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第十九条 条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号の人事委員会で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

別表中「第十八条」を「第二十二條」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の

一表を加える。

(写真原稿)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第2（第7条関係）

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2及び3以外の 職員	2 通勤不便な勤務 所に勤務する職員で 人事委員会が定める 事由に該当するもの	3 身体に障害を有 する職員で人事委員 会が定めるところに より通勤が困難であ ると認められるもの
5キロメートル未満	円 2,600	円 3,900	円 4,500
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	5,300	6,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,200	8,400	9,900
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,300	11,400	13,600
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,500	14,400	17,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,600	17,300	20,900
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,600	18,700	24,500
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,800	21,300	28,100
40キロメートル以上45キロメートル未満	13,800	23,900	31,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	15,600	27,000	35,400
50キロメートル以上55キロメートル未満	16,200	30,200	38,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	17,900	33,300	42,200
60キロメートル以上65キロメートル未満	18,400	36,400	45,600
65キロメートル以上70キロメートル未満	20,100	39,700	49,800
70キロメートル以上75キロメートル未満	21,800	43,000	54,000
75キロメートル以上80キロメートル未満	23,500	46,300	58,200
80キロメートル以上85キロメートル未満	25,200	49,600	62,400
85キロメートル以上90キロメートル未満	26,900	52,900	66,600
90キロメートル以上95キロメートル未満	28,600	56,200	70,700
95キロメートル以上100キロメートル未満	30,300	59,500	74,800
100キロメートル以上	32,000	62,800	78,900

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「~~並~~並準を 「~~並~~並準に改める。

「~~出~~出務教諭」

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）
- 2 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 3 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 4 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 5 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 6 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則
- 9 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）
- 12 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）
- 13 警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 14 東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 15 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 16 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 17 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 18 学校職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 19 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 20 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 21 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 22 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 23 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 24 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

●東京都訓令第 号

特
地
勤
務
手
当
等
支
給
規
程
（
昭
和
六
十
二
年
東
京
都
訓
令
第
九
号
）
の
一
部
を
次
の
よ
う
に
改
正
す
る
。

令 和 年 月 日

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子
行 支 所 中 一 般

第 三 条 第 一 項 中 「 特 地 手 当 の 基 礎 額 」 を 「 給 料 及 び 扶 養 手 当 の 月 額 の 合 計 額 （ 第 五 条 に お い て 「 合 計 額 」 と い う 。 ） 」 に 改 め 、 同 条 第 二 項 及 び 第 三 項 を 削 る 。

第 四 条 を 削 り 、 第 五 条 を 第 四 条 と し 、 同 条 の 次 に 次 の 一 条 を 加 え る 。

（ 準 ず る 手 当 の 月 額 ）

第 五 条 準 ず る 手 当 の 月 額 は 、 異 動 又 は 採 用 に よ り 特 地 公 署 に 勤 務 す る こ と と な っ た 日 （ 以 下 「 異 動 等 の 日 」 と い う 。 ） か ら 起 算 し て 三 年 に 達 す る 日 ま で の 間 は 、 合 計 額 に 百 分 の 六 を 乗 じ て 得 た 額 と す る 。 た だ し 、 条 例 第 十 三 条 の 三 第 二 項 に 規 定 す る 知 事 が 特 に 必 要 と 認 め る 職 員 に 支 給 す る 場 合 に あ っ て は 、 異 動 等 の 日 か ら 起 算 し て 三 年 に 達 し た 日 後 は 、 合 計 額 に 別 表 第 二 の 上 欄 に 掲 げ る 異 動 等 の 日 か ら 起 算 し た 期 間 の 区 分 に 対

応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(特地勤務手当等支給規程の一部改正の廃止)

2 特地勤務手当等支給規程の一部改正(令和七年東京都訓令第四十九号)は、廃止する。

訓令甲第 号

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年 月 日

警視総監 筒井洋樹

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程

特地勤務手当等支給規程(昭和62年4月1日訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特地手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額(第5条において「合計額」という。)」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準ずる手当の月額)

第5条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(以下「異動等の日」という。)から起算して3年に達する日までの間は、合計額に100分の6を乗じて得た額とする。ただし、条例第13条の3第2項に規定する警視総監が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して3年に達した日後は、合計額に別表第2の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第6条を削り、第7条中「、第4条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1中「100分の15」を「100分の12」に、「100分の19」を「100分の16」に、「100分の23」を「100分の20」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第6条」を「第5条」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程(令和7年3月31日訓令甲第10号)は、廃止する。

●東京海区漁業調整委員会訓令第一号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

第三条第一項中「特地手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額（第五条において「合計額」という。）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準ずる手当の月額）

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日

（以下「異動等の日」という。）から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあっては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正の廃止)

2 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正(令和七年東京海区漁業調整委員会訓令第一号)は、廃止する。

・東京都教育委員会訓令第 号

教 育 出 張 所
教 育 庁

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第 号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

第三条第一項中「特地手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額（第五条において「合計額」という。）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準ずる手当の月額）

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（以下「異動等の日」という。）から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあっては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条中「教育長」を「東京都教育委員会教育長」に改め、同条を第八条とする。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(東京都教育委員会職員の特勤勤務手当等支給規程の一部改正の廃止)

2 東京都教育委員会職員の特勤勤務手当等支給規程の一部改正(令和七年東京都教育委員会訓令第七号)は、廃止する。

●東京都教育委員会訓令第 号

都立大島高等学校
都立三宅高等学校
都立八丈高等学校
都立小笠原高等学校
都立新島高等学校
都立神津高等学校
都立大島海洋国際高等学校

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

第三条第一項中「特手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額（第五条

において「合計額」という。」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特設学校に勤務することとなった日

(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条中「教育長」を「東京都教育委員会教育長」に改め、同条を第八条とする。

附則第三項から第六項までを削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- (都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正の廃止)
- 2 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正(令和七年東京都教育委員会訓令第八号)は、廃止する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条」を「第五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第五条とし、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

別表第二中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第三とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第七条の改正規定を削る。

附則第一項中「、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は」を削り、同項の項番号を削り、附則第二項を削る。

職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年東京都規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十一条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居

第二条に次の一号を加える。

三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年東京都教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十三条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居

第二条に次の一号を加える。

- 三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を
次のように改正する。

別表イの表福祉局の項中

立川児童相談所	「立川児童相談所
八王子児童相談所	江東児童相談所
足立児童相談所	を 八王子児童相談所
江東児童相談所	足立児童相談所
	大田児童相談所
	に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第五号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

別表第一担当課長の項の次に次のように加える。

専門課長

区分十

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（給料の特別調整額に関する規程の一部改正の一部改正）

2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（令和七年東京都選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中「【写真原稿①】」を「【写真原稿②】」に改める。

別表第三の改正規定中「【写真原稿③】」を「【写真原稿④】」に改める。

八四、八〇〇円	区分九
---------	-----

八四、八〇〇円	区分九
七二、〇〇〇円	区分十

六 一、 三〇〇 円	区 分 九
---------------------	-------------

六一、三〇〇円	区分九
五二、〇〇〇円	区分十

● 東京都人事委員会訓令第■号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 中西 充

別表第一担当課長の項の次に次のように加える。

専門課長

区分十

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（給料の特別調整額に関する規程の一部改正の一部改正）

2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（令和七年東京都人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中「【写真原稿①】」を「【写真原稿②】」に改める。

別表第三の改正規定中「【写真原稿③】」を「【写真原稿④】」に改める。

八四、八〇〇円	区分九
---------	-----

八四、八〇〇円	区分九
七二、〇〇〇円	区分十

六 一、 三〇〇 円	区 分 九
---------------------	-------------

六一、三〇〇円	区分九
五二、〇〇〇円	区分十

● 東京都教育委員会訓令第 号

教 育 事 務 所
教 育 事 務 所
教 育 所
事 業 所

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

別表第一から別表第三までを次のように改める。

【写真原稿】

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

東京教育庁 東京教育 区組織の 区分	職	特別調整額の区分
<p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職</p> <p>初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職</p> <p>初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職</p> <p>条例別表第一イ行政職給料表（一）の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部が五級の項に規定する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）</p> <p>主任社会教育主事</p> <p>主任管理主事</p> <p>主任指導主事</p> <p>専門課長</p> <p>担当課長</p> <p>課長</p> <p>担当課長</p> <p>東京都教育庁出張所の副所長</p> <p>東京都学校経営支援センターの室長</p> <p>東京都立多摩図書館長</p> <p>東京都教育相談センター次長</p> <p>主任指導主事</p>	<p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職</p> <p>初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職</p> <p>初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職</p> <p>条例別表第一イ行政職給料表（一）の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部が五級の項に規定する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）</p> <p>主任社会教育主事</p> <p>主任管理主事</p> <p>主任指導主事</p> <p>専門課長</p> <p>担当課長</p> <p>課長</p> <p>担当課長</p> <p>東京都教育庁出張所の副所長</p> <p>東京都学校経営支援センターの室長</p> <p>東京都立多摩図書館長</p> <p>東京都教育相談センター次長</p> <p>主任指導主事</p>	<p>区分一</p> <p>区分二</p> <p>区分三</p> <p>区分五</p> <p>区分六</p> <p>区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものについては区分六）</p> <p>区分八（人事委員会の承認を得て教育委員会は別に定めるものについては区分九）</p> <p>区分九</p> <p>区分十</p> <p>区分五</p> <p>区分九（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六）</p>

別表第二(第二条関係)

医療職 給料表(-)	行政職 給料表(-)	特別 区分調整額の 給料表
	一三八、八〇〇円	区分一
	一三七、〇〇〇円	区分二
	一三五、三〇〇円	区分三
	一二二、九〇〇円	区分五
	一一七、五〇〇円	区分六
一〇七、五〇〇円	一〇二、七〇〇円	区分七
	九六、五〇〇円	区分八
	八四、八〇〇円	区分九
	七二、〇〇〇円	区分十

別表第三（第二条関係）

医療職 給料表 (-)	行政職 給料表 (-)	特別調整額の 区分 給料表
	一一一、九〇〇円	区分一
	一二〇、三〇〇円	区分二
	一一八、八〇〇円	区分三
	一〇七、九〇〇円	区分五
	八五、〇〇〇円	区分六
八〇、七〇〇円	七四、三〇〇円	区分七
	六九、八〇〇円	区分八
	六一、三〇〇円	区分九
	五二、〇〇〇円	区分十

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「別表13の部(2)の項」を「別表13の部(3)の項」に改める。

別表1の部(1)の項ア中「鑑識課」の下に「、生活安全総務課」を加える。

別表13の部(1)の項中「の災害」の下に「(2)において「災害」という。」を加え、同部中(3)の項を(4)の項とし、同部(2)の項手当額の欄中「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部(1)の項の次に次のように加える。

(2)	警察法第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動に従事した職員	千八十円
-----	--	------

別表13の項摘要の欄ア中「及び(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄ウ中「(3)」を「(4)」に改め、同欄中ウをエとし、同欄イ中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に改め、同欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ (2)については、
の受給者を除く。
(3)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

「一回

別表2の項中

一 一時間未満
一 一時間以上

二百七十円
三百八十円

を「一回

三百五十円」に、

「一回

一 一時間未満
一 一時間以上

三百六十円
五百円

を「一回

四百六十円」に、

「一回

一 一時間未満
一 一時間以上

二百八十円

を「一回

二百六十円」に改める。

活動に従事した職員

のしめの監る動国難の際環の動国
手たる承がごへ際性危緊境状の際(5) (イ)
當場業認人との緊等険急等況現緊にもでれん直
額合務を事に従急に性援並及場急つの(ア)るが又四通くの軽
のはに得委消事援応及助びびの援いて以状確は肢常。の度
欄、従て員防を助じび活に生災助外態認死のをな
に(5)事定会総す活て困動国活害活の等さは硬除も

額認人いな当百合員でよ治の該を助当難の際環の動国定
(7)をを事ていす分に会あり安五手す活該性危緊境状の際め
に加得委消範るのあがる、の十当る動国等險急等況現緊る
つ算て員防圀額百つ認と特状へ額ごへ際に性援並及場急手
いす定会総内をてめ人に況現のとの緊応及助びびの援当
てるめの監に超にはる事危等地の百に従急じび活に生災助額
は。る承がおえ相、場委險にの分当事援て困動国活害活に
、

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことから、より支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

く(6)の受給者を除

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 10 の部 (2) の項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同表 13 の部 (4) の項中「三千円」を「四千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「17,300円」を「17,700円」に改める。

別表第二中「12,700円」を「13,300円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万五百六十」を「一万分の一万四百五十」に、「一万分の一万四千三百九十九」を「一万分の一万四千二百四十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万三千五百」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の二万五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第五号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第六号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第八号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千百十八・七五」に改め、同項第九号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第十号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第二号中「一万分の二万五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第三号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第五号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千百十八・七五」に改め、同項第六号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第七号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「による運賃等」の下に「（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）」を加え、同条第二項中「日額非常勤職員」の下に「（駐車場等利用職員を含む。）」を、一月当たりの額」の下に「（駐車場等の料金を含む。）」を加え、同条第三項中「日額非常勤職員」の下に「（駐車場等利用職員を含む。）」を加える。

第十条第三項中「による運賃等」の下に「（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）」を加える。

第二十八条第一項中「一万分の一万九百二十一」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第五項中「による運賃等」の下に「（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）」を加える。

第三十七條第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

承認事項改正案文一覧

～ 目次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）
- 3 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外7任命権者）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>11875</u>超10000分の<u>14249</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>11043.75</u>以上10000分の<u>11875</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10450</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11875</u>とする。</p> <p>第4から第10まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>12000</u>超10000分の<u>14399</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>11160</u>以上10000分の<u>12000</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10560</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>12000</u>とする。</p> <p>第4から第10まで（略）</p>

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13833.75</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>13090</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位(A)（現行のとおり）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>13042.5</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12348.75</u></p> <p>(6) 最下位（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13950</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>13200</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位(A)（略）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>13160</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12460</u></p> <p>(6) 最下位（略）</p>

(特定任期付職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の10375
- (3) 下位 10000分の9725
- (4) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の11281.25
- (4) 下位 10000分の9737.5
- (5) 対象外 10000分の11875

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の11400
- (3) 下位 10000分の9856.25
- (4) 対象外 10000分の11875

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

(特定任期付職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の10500
- (3) 下位 10000分の9850
- (4) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の11400
- (4) 下位 10000分の9840
- (5) 対象外 10000分の12000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の11520
- (3) 下位 10000分の9960
- (4) 対象外 10000分の12000

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の6462.5

(3) 下位 10000分の6118.75

(定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5581.25

(3) 下位 10000分の5228.75

(4) 対象外 10000分の5875

(定年前提任用行政系主任級以下、定年前提任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)

第11 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5287.5

(4) 対象外 10000分の5875

第12から第24まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の6580

(3) 下位 10000分の6230

(定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5700

(3) 下位 10000分の5340

(4) 対象外 10000分の6000

(定年前提任用行政系主任級以下、定年前提任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)

第11 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5760

(3) 下位 10000分の5400

(4) 対象外 10000分の6000

第12から第24まで (略)

「成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13833.75</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>13090</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位(A)（現行のとおり）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>13042.5</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12348.75</u></p> <p>(6) 最下位（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13950</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>13200</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位(A)（略）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>13160</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12460</u></p> <p>(6) 最下位（略）</p>

(特定任期付職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の10375
- (3) 下位 10000分の9725
- (4) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の11281.25
- (4) 下位 10000分の9737.5
- (5) 対象外 10000分の11875

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の11400
- (3) 下位 10000分の9856.25
- (4) 対象外 10000分の11875

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

(特定任期付職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の10500
- (3) 下位 10000分の9850
- (4) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の11400
- (4) 下位 10000分の9840
- (5) 対象外 10000分の12000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の11520
- (3) 下位 10000分の9960
- (4) 対象外 10000分の12000

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の6462.5

(3) 下位 10000分の6118.75

(定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定前提任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5581.25

(3) 下位 10000分の5228.75

(4) 対象外 10000分の5875

(定年前提任用行政系主任級以下、定年前提任用技能系等職員、暫定前提任用行政系主任級以下及び暫定前提任用技能系等職員の成績率の内容)

第11 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5287.5

(4) 対象外 10000分の5875

第12から第24まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の6580

(3) 下位 10000分の6230

(定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定前提任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5700

(3) 下位 10000分の5340

(4) 対象外 10000分の6000

(定年前提任用行政系主任級以下、定年前提任用技能系等職員、暫定前提任用行政系主任級以下及び暫定前提任用技能系等職員の成績率の内容)

第11 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5760

(3) 下位 10000分の5400

(4) 対象外 10000分の6000

第12から第24まで (略)

「教育職員等の成績率の運用に関する要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13042.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12348.75</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（特定任期付職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10375</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9725</u></p> <p>(4) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p>	<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13160</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12460</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（特定任期付職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位（略）</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10500</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9850</u></p> <p>(4) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p>

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の11281.25
- (4) 下位 10000分の9737.5
- (5) 対象外 10000分の11875

(教育一般職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の11400
- (3) 下位 10000分の9856.25
- (4) 対象外 10000分の11875

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の6462.5
- (3) 下位 10000分の6118.75

(定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の11400
- (4) 下位 10000分の9840
- (5) 対象外 10000分の12000

(教育一般職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の11520
- (3) 下位 10000分の9960
- (4) 対象外 10000分の12000

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の6580
- (3) 下位 10000分の6230

(定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5581.25

(3) 下位 10000分の5228.75

(4) 対象外 10000分の5875

(定年再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5287.5

(4) 対象外 10000分の5875

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

(2) 中位 10000分の5700

(3) 下位 10000分の5340

(4) 対象外 10000分の6000

(定年再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容)

第10 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5760

(3) 下位 10000分の5400

(4) 対象外 10000分の6000

第11から第22まで (略)

【別紙】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の13833.75
下位	D	10000分の13536.25
最下位	E	10000分の10858.75
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の13042.5
下位	D	10000分の12765
最下位	E	10000分の10267.5
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の11281.25
下位	D	10000分の11162.5
最下位	E	10000分の9737.5
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の13950
下位	D	10000分の13650
最下位	E	10000分の10950
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の13160
下位	D	10000分の12880
最下位	E	10000分の10360
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	A (10%以内)	支給の都度定める。
上位	B (30%以内-「A」)	支給の都度定める。
中位	C (95%以内-「A・B」)	10000分の11400
下位	D	10000分の11280
最下位	E	10000分の9840
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11281.25</u>
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9737.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11400</u>
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9856.25</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫定再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>6462.5</u>
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>6118.75</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11400</u>
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9840</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11520</u>
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9960</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫定再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>6580</u>
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>6230</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

暫定再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5581.25
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5228.75
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫定再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5581.25
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の5228.75
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5640
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の5287.5
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

暫定再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5700
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5340
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫定再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5700
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の5340
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5760
下位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の5400
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>13833.75</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>13090</u></p> <p>（5）（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>13042.5</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>12348.75</u></p> <p>（5）（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>13950</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>13200</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>13160</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>12460</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11281.25</u> (4) 下位 10000分の<u>10925</u> (5) 最下位 10000分の<u>9737.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>11875</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>11400</u> (4) 下位 10000分の<u>11040</u> (5) 最下位 10000分の<u>9840</u> (6) 対象外 10000分の<u>12000</u>
<p>第7 主任級以下職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>11400</u> (4) 下位 10000分の<u>11043.75</u> (5) 最下位 10000分の<u>9856.25</u> (6) 対象外 10000分の<u>11875</u> 	<p>第7 主任級以下職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <ul style="list-style-type: none"> (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>11520</u> (4) 下位 10000分の<u>11160</u> (5) 最下位 10000分の<u>9960</u> (6) 対象外 10000分の<u>12000</u>
<p>第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6462.5</u> (3) 下位 10000分の<u>6118.75</u> 	<p>第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <ul style="list-style-type: none"> (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u>
<p>第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5581.25</u> (3) 下位 10000分の<u>5228.75</u> (4) 対象外 10000分の<u>5875</u> 	<p>第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <ul style="list-style-type: none"> (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5700</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u>

第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5287.5

(4) 対象外 10000分の5875

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。

第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5760

(3) 下位 10000分の5400

(4) 対象外 10000分の6000

第11から第25まで (略)

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p data-bbox="360 427 947 459">会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p data-bbox="185 517 645 549">第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="203 606 645 638">（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p data-bbox="185 651 479 683">第4（現行のとおり）</p> <p data-bbox="185 695 450 727">2（現行のとおり）</p> <p data-bbox="219 740 591 772">(1) 標準（現行のとおり）</p> <p data-bbox="219 785 786 817">(2) 下位 10000分の<u>10806.25</u></p> <p data-bbox="219 829 719 861">(3) 対象外 10000分の<u>11875</u></p> <p data-bbox="185 919 645 951">第5から第8まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="271 1008 360 1040"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="219 1053 994 1085"><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1319 427 1906 459">会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p data-bbox="1149 517 1464 549">第1から第3まで（略）</p> <p data-bbox="1167 606 1585 638">（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p data-bbox="1149 651 1299 683">第4（略）</p> <p data-bbox="1149 695 1272 727">2（略）</p> <p data-bbox="1182 740 1413 772">(1) 標準（略）</p> <p data-bbox="1182 785 1675 817">(2) 下位 10000分の<u>10920</u></p> <p data-bbox="1182 829 1675 861">(3) 対象外 10000分の<u>12000</u></p> <p data-bbox="1149 919 1464 951">第5から第8まで（略）</p>

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）標準（現行のとおり）</p> <p>（2）下位 10000分の<u>10806.25</u></p> <p>（3）対象外 10000分の<u>11875</u></p> <p>第5から第8まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）標準（略）</p> <p>（2）下位 10000分の<u>10920</u></p> <p>（3）対象外 10000分の<u>12000</u></p> <p>第5から第8まで（略）</p>

「講師の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">講師の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（講師の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 標準（現行のとおり）</p> <p>(2) 下位 10000分の<u>10806.25</u></p> <p>(3) 対象外 10000分の<u>11875</u></p> <p>第5から第8まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">講師の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（講師の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 標準（略）</p> <p>(2) 下位 10000分の<u>10920</u></p> <p>(3) 対象外 10000分の<u>12000</u></p> <p>第5から第8まで（略）</p>

「警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p data-bbox="315 427 990 459">警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p data-bbox="185 515 647 547">第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="203 608 647 639">（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p data-bbox="185 651 479 683">第4（現行のとおり）</p> <p data-bbox="185 694 450 726">2（現行のとおり）</p> <p data-bbox="219 737 591 769">(1) 標準（現行のとおり）</p> <p data-bbox="219 780 801 812">(2) 下位 10000分の<u>10806.25</u></p> <p data-bbox="219 823 719 855">(3) 対象外 10000分の<u>11875</u></p> <p data-bbox="185 916 647 948">第5から第8まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="271 1098 353 1129">附 則</p> <p data-bbox="219 1141 990 1173"><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1279 427 1953 459">警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p data-bbox="1144 515 1469 547">第1から第3まで（略）</p> <p data-bbox="1162 608 1583 639">（会計年度任用職員の成績率の内容）</p> <p data-bbox="1144 651 1299 683">第4（略）</p> <p data-bbox="1144 694 1272 726">2（略）</p> <p data-bbox="1178 737 1413 769">(1) 標準（略）</p> <p data-bbox="1178 780 1675 812">(2) 下位 10000分の<u>10920</u></p> <p data-bbox="1178 823 1677 855">(3) 対象外 10000分の<u>12000</u></p> <p data-bbox="1144 916 1469 948">第5から第8まで（略）</p>

別紙

「東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 会計年度任用職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）（現行のとおり）</p> <p>（2）下位 10000分の<u>10806.25</u></p> <p>（3）対象外 10000分の<u>11875</u></p> <p>第5から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p>東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 会計年度任用職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）下位 10000分の<u>10920</u></p> <p>（3）対象外 10000分の<u>12000</u></p> <p>第5から第8まで（略）</p>

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 3 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）
- 4 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 5 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 6 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 7 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 8 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 9 職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則
- 10 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則
- 11 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 12 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 13 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）
- 14 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）
- 15 警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 16 東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 17 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 18 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 19 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

- 20 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 21 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 22 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 23 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 24 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 25 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 26 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （交通の用具）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>一 自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十六条第一号において同じ。）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>第四条及び第五条まで（現行のとおり）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表第一に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数が少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。</p> <p>二（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （交通の用具）</p> <p>第三条（略）。</p> <p>一 自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）</p> <p>二（略）</p> <p>第四条及び第五条まで（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数が少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。</p> <p>二（略）</p>

2 (現行のとおり)

第七条 条例第十二条第三項第二号及び学校職員の条例第十四条第三項第二号の人事委員会が定める職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じた額は、別表第二に定める額とする。
(自転車等使用者についての特例)

第八条 別表第二に規定する通勤不便な勤務所に勤務する職員で人事委員会が定める事由に該当するものは、勤務所から至近の駅(停留所等を含む。)までの徒歩による距離が二キロメートル以上である勤務所又は勤務所周辺の一般に利用される交通機関(複数の場合を含む。)の運行回数が一日十五往復以下である勤務所に勤務する職員とする。

2 別表第二に規定する身体に障害を有する職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるものは、下肢等の障害のため、自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員とする。

3 (現行のとおり)

第八条の二 (現行のとおり)

第九条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 条例第十二条第一項第三号及び学校職員の条例第十四条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が条例第十二条第三項第二号又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額(条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を利用し、そ

2 (略)

第七条 削除

(自転車等使用者についての特例)

第八条 条例別表第七及び学校職員の条例別表第三に規定する通勤不便な勤務所に勤務する職員で人事委員会が定める事由に該当するものは、勤務所から至近の駅(停留所等を含む。)までの徒歩による距離が二キロメートル以上である勤務所又は勤務所周辺の一般に利用される交通機関(複数の場合を含む。)の運行回数が一日十五往復以下である勤務所に勤務する職員とする。

2 条例別表第七及び学校職員の条例別表第三に規定する身体に障害を有する職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるものは、下肢等の障害のため、自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員とする。

3 (略)

第八条の二 (略)

第九条 (略)

一 (略)

二 条例第十二条第一項第三号及び学校職員の条例第十四条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が条例第十二条第三項第二号又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 条例第十二条第三項第一号又は学校職員の条例第十四条第三項第一号に定

の料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車

場等利用職員」という。）にあつては、その額に条例第十二条

第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定め

る額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除

く。） 条例第十二条第三項第一号又は学校職員の条例第十四

条第三項第一号に定める額

三 条例第十二条第一項第三号及び学校職員の条例第十四条第一

項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が条例第十二条第

三項第二号又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める

額（駐車場等利用職員にあつては、その額に条例第十二条第六

項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定める額

を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除

く。） 条例第十二条第三項第二号又は学校職員の条例第十四

条第三項第二号に定める額

第十条から第十四条まで（現行のとおり）

第十五条（現行のとおり）

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわ

れる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条

例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の

東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が

認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証

明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、

かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ

関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係

める額

の相手方のいづれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二から六まで （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

（駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具）

第十六条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるもの（次条において「自動車等」という。）とする。ただし、都、市区町村その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

一 原動機付自転車及び自動車

二 前号に掲げるもののほか、人事委員会が特に承認する交通の用具

（駐車場等の要件）

第十七条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会で定める要件は、次の各号のいづれにも該当することとする。

一 公署若しくは学校の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の

ナーシップ関係の相手方のいづれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二から六まで （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

自動車等の駐車のための部分と、自転車等の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は条例第十条第二項及び学校職員の条例第十二条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十八条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会が定める職員は、第九条第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十九条 条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号の人事委員会で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

（異動等事由）

第二十条 条例第十二条第八項及び学校職員の条例第十四条第八項に規定する人事委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一 異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のために負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

二 離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に規定する東京都の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。）をし、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項若しくは学校職員の条例第十四条第一項に掲げる職員たる要件を欠くに至つた場

（新設）

（新設）

（新設）

（異動等事由）

第十六条 条例第十二条第七項及び学校職員の条例第十四条第七項に規定する人事委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一 異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

二 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項若しくは学校職員の条例第十四条第一項に掲げる職員たる要件を欠くに至つた場合若しくはその後再び要件を具備した場合

合若しくはその後により要件を具備した場合

三及び四 (現行のとおり)

(異動等に伴う支給、返納等)

第二十一条 (現行のとおり)

第二十二條 第二十条第一号及び第二号の異動等事由における前条第一号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなつた通勤経路について、異動等事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数(以下「残りの支給月数」という。)に関して、条例第十二条第三項から第七項まで又は学校職員の条例第十四条第三項から第七項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。

2 第二十条第一号及び第二号の異動等事由における前条第二号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなつた通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に応じて、次に定める額の総額とする。

一 定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出している区間については、別表第一に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せ及び順序に従つて、手当の支給を受ける月から使用したものとし、異動等事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日に通用期間が到来しているものとされる定期券の払戻しをしたものとして得られる額及び通用期間が到来していないものとされる定期券の価額の総額

三及び四 (略)

(異動等に伴う支給、返納等)

第十七条 (略)

第十八條 第十六条第一号及び第二号の異動等事由における前条第一号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなつた通勤経路について、異動等事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数(以下「残りの支給月数」という。)に関して、条例第十二条第三項から第六項まで又は学校職員の条例第十四条第三項から第六項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。

2 第十六条第一号及び第二号の異動等事由における前条第二号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなつた通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に応じて、次に定める額の総額とする。

一 定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出している区間については、別表に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せ及び順序に従つて、手当の支給を受ける月から使用したものとし、異動等事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日に通用期間が到来しているものとされる定期券の払戻しをしたものとして得られる額及び通用期間が到来していないものとされる定期券の価額の総額

<p>二 前号以外の場合については、当該通勤経路に係る通勤手当の額（<u>駐車場等の料金を含む。</u>）を支給月数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に残りの支給月数を乗じて得た額</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が<u>条例第十二条第七項</u>又は<u>学校職員の条例第十四条第七項</u>の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるために、十五万円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号の返納額は、十五万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第二十三条</u> <u>第二十条第三号及び第四号の異動等事由における第二十一条の規定による支給額及び返納額</u>については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。</p> <p><u>第二十四条</u>（現行のとおり） （委任）</p> <p><u>第二十五条</u>（現行のとおり）</p> <p>別表第一（<u>第六条、第二十二條関係</u>）（現行のとおり）</p> <p>別表第二（<u>第七条関係</u>） 別紙のとおり</p>	<p>二 前号以外の場合については、当該通勤経路に係る通勤手当の額を支給月数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に残りの支給月数を乗じて得た額</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が<u>条例第十二条第六項</u>又は<u>学校職員の条例第十四条第六項</u>の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるために、十五万円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号の返納額は、十五万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第十九条</u> <u>第十六条第三号及び第四号の異動等事由における第十七条の規定による支給額及び返納額</u>については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。</p> <p><u>第二十条</u>（略） （委任）</p> <p><u>第二十一条</u>（略）</p> <p>別表（<u>第六条、第十八條関係</u>）（略）</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p>
---	---

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）

新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第十三条まで（現行のとおり）

第一条から第十三条まで（略）

別表第1 教育職給料表級別資格基準表（第2条関係）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
校 長 副 校 長 教 主 指 導 教 諭 主 務 教 諭 教 養 栄 養 教 諭	（現行のとおり）		（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）		（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	—	—	—
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	—	—	—
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	—	—	—

備考（現行のとおり）

別表第1 教育職給料表級別資格基準表（第2条関係）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
校 長 副 校 長 教 主 指 導 教 諭 教 養 栄 養 教 諭	（略）		（略）	（略）	（略）
	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	—	—	—
	（略）	（略）	—	—	—
	（略）	（略）	—	—	—

備考（略）

別表第二及び別表第三（現行のとおり）

別表第二及び別表第三（略）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （特地手当の月額）</p> <p>第三条 特地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（第五条において「合計額」という。）に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特地公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （特地手当の月額）</p> <p>第三条 特地手当の月額は、特地手当の基礎額に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特地公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の特地手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料の月額（その職員が適用を受ける別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額を合算した額とする。</p> <p>一 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合（知事が定める場合に限る。）には、その日前の知事が定める日）</p> <p>二 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p>

(削る)

三 前二号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地方公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地方公署に該当するとき 当該公署の移転の日

(削る)

四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地方公署に勤務している場合 当該採用の日

(削る)

3 次各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(削る)

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第一条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第

(削る)

一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの、同項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「給料の月額」(そ

の職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を同日における勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(削る)

(特地手当と地域手当との調整)

第四条 (現行のとおり)

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する知事が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(削る)

(削る)

第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。

第五条 (略)

(準ずる手当の月額)

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(知事が定める場合に限る。))には、その日前の知事が定める日。以下「異動等の日」という。(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日)に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2) 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びそ

(削る)

の職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者

(端数計算)

第六条 第三条の規定による特地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第七条及び第八条 (現行のとおり)

附則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(削る)

(端数計算)

の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第八条及び第九条 (略)

附則

(施行期日)

1| この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

2| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）」及び「とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）」及び同日に受けていた」とする。

3| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三

(削る)

(削る)

項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地主当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。)及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

(削る)

別表第一(第二条、第三条関係)

特 地 公 署		支 給 割 合
名 称	所 在 地	
大島支庁から家	(現行のとおり)	百分の十二

別表第一(第二条、第三条関係)

特 地 公 署		支 給 割 合
名 称	所 在 地	
大島支庁から家畜	(略)	百分の十五

畜保健衛生所大島支所まで		
八丈支庁から家畜保健衛生所八丈支所まで	(現行のとおり)	百分の十六
大島支庁新島出張所から家畜保健衛生所三宅支所まで	(現行のとおり)	百分の二十
三宅支庁(御蔵島土木工事詰所)から小笠原亜熱帯農業センター(営農研修所)まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)

(削る)

別表第二(第五条関係)

(現行のとおり)

保健衛生所大島支所まで		
八丈支庁から家畜保健衛生所八丈支所まで	(略)	百分の十九
大島支庁新島出張所から家畜保健衛生所三宅支所まで	(略)	百分の二十三
三宅支庁(御蔵島土木工事詰所)から小笠原亜熱帯農業センター(営農研修所)まで	(略)	(略)

別表第二(第三条関係)

給料表	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
行政職給料表(一)	369,200円	401,600円	468,100円	506,400円	608,700円
行政職給料表(二)	368,800	400,700	449,400	463,400	
医療職給料表(一)	446,500	533,800	628,500		
医療職給料表(二)	367,400	399,600	465,600	506,400	
医療職給料表(三)	367,400	401,600	465,600	506,400	

別表第三(第六条関係)

(略)

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条及び第2条（現行のとおり） （特地手当の月額）</p> <p>第3条 特地手当の月額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額（第5条において「合計額」という。）</u>に、職員が勤務する別表第1の左欄に掲げる特地公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条及び第2条（略） （特地手当の月額）</p> <p>第3条 特地手当の月額は、<u>特地手当の基礎額</u>に、職員が勤務する別表第1の左欄に掲げる特地公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>前項の特地手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料の月額（その職員が適用を受ける別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（警視総監が定める場合に限る。）には、その日前の警視総監が定める日）</u></p> <p>(2) <u>職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</u></p> <p>(3) <u>前2号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日</u></p> <p>(4) <u>前3号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日</u></p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。</u></p> <p>(3) <u>育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた</u></p>

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）新旧対照表

別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（特地手当と地域手当との調整）

第4条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が、地域手当の支給を受ける場合における特
地手当の月額、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月
額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和43年東京都規則第19号）
第2条の2から第2条の4までに規定する職員を除く。

第5条 （略）

（準ずる手当の月額）

第6条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は
採用によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（警視總監が定める場合に限
る。）には、その日以前の警視總監が定める日。以下「異動等の日」という。）（定年前再任用短時間勤務職員で
あり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合には、当該採用の日以降初めて特
地公署に勤務することとなった日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げ
る給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月
額の合計額に、別表第3の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める
支給割合を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの
前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応
する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けて
いた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）
を異動等の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項
に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの
前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応
する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けて
いた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）
に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間
で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料
の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超
えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2
に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の
日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する
勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者

第4条 （現行のとおり）

（準ずる手当の月額）

第5条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（以下「異動等の日」
という。）から起算して3年に達する日までの間は、合計額に100分の6を乗じて得た額とする。ただし、条
例第13条の3第2項に規定する警視總監が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日か
ら起算して3年に達した日後は、合計額に別表第2の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応
する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）新旧対照表

（端数計算）

第6条 第3条の規定による特地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第7条及び第8条 （現行のとおり）

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

特 地 公 署			支 給 割 合
所在地		名称	
大島	（現行のとおり）	（現行のとおり）	100分の <u>12</u>

の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（端数計算）

第7条 第3条の規定による特地手当の月額、第4条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第8条及び第9条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地手当の基礎額は、同条第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視総監が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

4 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第13条の3第2項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第6条第2項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視総監が別に定めるところにより算出した額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

特 地 公 署			支 給 割 合
所在地		名称	
大島	（略）	（略）	100分の <u>15</u>

特勤手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）新旧対照表

八丈島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	100分の <u>16</u>
利島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	100分の <u>20</u>
新島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
式根島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
神津島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
三宅島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
御蔵島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
青ヶ島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
父島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
母島	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

八丈島	(略)	(略)	100分の <u>19</u>
利島	(略)	(略)	100分の <u>23</u>
新島	(略)	(略)	
式根島	(略)	(略)	
神津島	(略)	(略)	
三宅島	(略)	(略)	
御蔵島	(略)	(略)	(現行のとおり)
青ヶ島	(略)	(略)	
父島	(略)	(略)	
母島	(略)	(略)	

別表第2（第3条関係）

給料表 職務の級	公安職給料表	行政職給料表	行政職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)
1級	386,200 円	369,200 円	368,800 円	446,500 円	367,400 円	367,400 円
2級	422,600	401,600	400,700	533,800	399,600	401,600
3級	444,200	468,100	449,400	628,500	465,600	465,600
4級	473,400	506,400	463,400	—	506,400	506,400
5級	488,100	608,700	—	—	—	—
6級	500,400	—	—	—	—	—
7級	516,800	—	—	—	—	—
8級	565,600	—	—	—	—	—

別表第2（第5条関係）（現行のとおり）

別表第3（第6条関係）（略）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （特勤手当の月額）</p> <p>第三条 特勤手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（第五条において「合計額」という。）に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特勤公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （特勤手当の月額）</p> <p>第三条 特勤手当の月額は、特勤手当の基礎額に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特勤公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の特勤手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料の月額（その職員が適用を受ける別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額を合算した額とする。</p> <p>一 職員が特勤公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合（東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める場合に限る。）には、その日前の委員会が定める日）</p> <p>二 職員が特勤公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特勤公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p>

(削る)

三 前二号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地方公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地方公署に該当するとき 当該公署の移転の日

(削る)

四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地方公署に勤務している場合 当該採用の日

(削る)

3 次各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(削る)

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十條第三項の規定による承認を受け、同條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第

(削る)

一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの、同項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を同日における勤務時間条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(削る)

(特地手当と地域手当との調整)

第四条 (現行のとおり)

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の第三項に規定する委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(削る)

(削る)

第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。

第五条 (略)

(準ずる手当の月額)

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日(職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(委員会が定める場合に限る。))には、その日前の委員会が定める日。以下「異動等の日」という。)(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日)に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2| 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額

(削る)

(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。」

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。」

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日にお

(端数計算)

第六条 第三条の規定による特地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。

第七条及び第八条 (現行のとおり)

附則

(削る)
この訓令は、平成十六年九月十四日から適用する。

(端数計算)

第七条 第三条の規定による特地手当の月額、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。

第八条及び第九条 (略)

附則

(施行期日)

1| この訓令は、平成十六年九月十四日から適用する。
(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)
2| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）」及び「とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）」及び同日に受けていた」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

別表第一(第二条、第三条関係)

名	特	地	公	署	支給割合
称	所	在	地		

3| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三

項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

4| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十
三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した
日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一
項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料
の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及
びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限
度とする。)及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分
の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に
掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十
を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。)及び同
日に受けていた」とする。

5| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二
項各号に掲げる職員であるもの準ずる手当の月額は、同条第二
項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員
会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とす
る。

別表第一(第二条、第三条関係)

名	特	地	公	署	支給割合
称	所	在	地		

東京海区漁業調整委員会事務局 大島分室	(現行のとおり)	百分の十二
同八丈分室	(現行のとおり)	百分の十六
同三宅分室	(現行のとおり)	百分の二十

(削る)

別表第二 (第五条関係)

(現行のとおり)

東京海区漁業調整委員会事務局大島分室	(略)	百分の十五
同八丈分室	(略)	百分の十九
同三宅分室	(略)	百分の二十三

別表第二 (第3条関係)

職務の級 給料表	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表 (一)	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700
行政職給料表 (二)	368,800	400,700	449,400	463,400		368,800	400,700	449,400	463,400		368,800	400,700	449,400	463,400		368,800	400,700	449,400	463,400		368,800	400,700	449,400	463,400	
医療職給料表 (一)	446,500	533,800	628,500			446,500	533,800	628,500			446,500	533,800	628,500			446,500	533,800	628,500			446,500	533,800	628,500		
医療職給料表 (二)	367,400	399,600	465,600	506,400		367,400	399,600	465,600	506,400		367,400	399,600	465,600	506,400		367,400	399,600	465,600	506,400		367,400	399,600	465,600	506,400	
医療職給料表 (三)	367,400	401,600	465,600	506,400		367,400	401,600	465,600	506,400		367,400	401,600	465,600	506,400		367,400	401,600	465,600	506,400		367,400	401,600	465,600	506,400	

別表第三 (第6条関係)

(略)

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （特勤手当の月額）</p> <p>第三条 特勤手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（第五条において「合計額」という。）に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特勤公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （特勤手当の月額）</p> <p>第三条 特勤手当の月額は、特勤手当の基礎額に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特勤公署に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の特勤手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料の月額（その職員が適用を受ける別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の合計額とする。</p> <p>一 職員が特勤公署に勤務することとなった場合、その勤務することとなった日（職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合（東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日）</p> <p>二 職員が特勤公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特勤公署に</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

該当することとなつたとき、その該当することとなつた日

三 前二号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき、当該公署の移転の日

四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合、当該採用の日

3| 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十條第三項の規定による承認を受け、同條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。)第

(削る)

二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び」とする。

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額

（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び同日に受けていた」とす

(削る)

第四条 (現行のとおり)

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(削る)

る。

(特地手当と地域手当との調整)

第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。

第五条 (略)

(準ずる手当の月額)

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(教育長が定める場合に限る。))には、その日前の教育長が定める日。以下「異動等の日」という。)(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日)に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 | 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(削る)

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの。前項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、」給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除したその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(削る)

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの。前項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、」給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(削る)

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの。前項中「給料の月額」(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び「とあるのは、」給料の月額(その職員が適用を受けてい

(端数計算)

第六条 第三条の規定による特地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第七条 (現行のとおり)

(その他)

第八条 この規程の施行に関して必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(削る)

た別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(端数計算)

第七条 第三条の規定による特地手当の月額、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第八条 (略)

(その他)

第九条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる

(削る)

給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。」及び「とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第二項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

(削る)

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特手当の月額)
4| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の第三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

(削る)

5| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二

別表第一（第二条、第三条関係）

名 称	特 地 公 署	所 在 地	支 給 割 合
教育庁大島出張所		（現行のとおり）	百分の十二
教育庁八丈出張所		（現行のとおり）	百分の十六
教育庁三宅出張所		（現行のとおり）	百分の二十
教育庁小笠原出張所		（現行のとおり）	（現行のとおり）

（削る）

項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

別表第一（第二条、第三条関係）

名 称	特 地 公 署	所 在 地	支 給 割 合
教育庁大島出張所		（略）	百分の十五
教育庁八丈出張所		（略）	百分の十九
教育庁三宅出張所		（略）	百分の二十三
教育庁小笠原出張所		（略）	（略）

別表第二（第3条関係）

職務の級 給料表	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行政職給料表	369,200	401,600	468,100	506,400	608,700
（一）					
行政職給料表	368,800	400,700	449,400	463,400	
（二）					
医療職給料表	446,500	533,800	628,500		
（一）					
医療職給料表	367,400	399,600	465,600	506,400	
（二）					
医療職給料表	367,400	401,600	465,600	506,400	
（三）					

別表第二（第五条関係）

（現行のとおり）

別表第三（第六条関係）

（略）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （特地手当の月額）</p> <p>第三条 特地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額（第五条において「合計額」という。）に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特地学校に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （特地手当の月額）</p> <p>第三条 特地手当の月額は、特地手当の基礎額に、職員が勤務する別表第一の上欄に掲げる特地学校に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の特地手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表（二）の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料の月額（その職員が適用を受ける別表第二の上欄に掲げる行政職給料表（二）の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額とを合算した額とする。</p> <p>一 職員が特地学校に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前一年以内に当該学校に勤務していた場合（東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日）</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 二 職員が特地学校以外の学校に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該学校が特地学校に該当することとなったとき、その該当することとなった日
- 三 前二号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地学校の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該学校が当該移転後も引き続き特地学校に該当するとき、当該学校の移転の日
- 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地学校に勤務している場合、当該採用の日
- 3 次各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
- 一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表（二）の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料

の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の

(削る)

(削る)

月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）を同日における勤務時間
条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を
同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額
に現に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその
者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（特地主当と地域手当との調整）

第四条 前条の規定にかかわらず、特地主当の支給を受ける職員が
地域手当の支給を受ける場合における特地主当の月額は、前条の
規定による特地主当の月額からその職員に支給することとされて
いる地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただ
し、地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）
第二条の三及び第二条の四に規定する職員を除く。

第五条 （略）

（準ずる手当の月額）

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地学校に勤務
することとなつた日（職員が当該異動又は採用によりその日前一
年以内に在勤していた都立学校に勤務することとなつた場合（教
育長が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める
日。以下「異動等の日」という。）（定年前再任用短時間勤務職
員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より

（削る）

（削る）

第四条 （現行のとおり）

（準ずる手当の月額）

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地学校に勤務
することとなつた日（以下「異動等の日」という。）から起算し
て三年に達する日までの間は、合計額に百分の六を乗じて得た額
とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都教育
委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動
等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上

欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

前である場合は、当該採用の日以後初めて特設学校に勤務することとなった日)に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2) 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）」及び「とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）」を異動等の日における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職

(削る)

(端数計算)

第六条 第二条の規定による特地主当の月額又は前条の規定による

給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(端数計算)

第七条 第三条の規定による特地主当の月額、第四条の規定による

準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第七条 (現行のとおり)

(その他)

第八条 この規程の施行に関して必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附則

1及び2 (現行のとおり)

(削る)

(削る)

地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第八条 (略)

(その他)

第九条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附則

1及び2 (略)

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び同日に受けていた」とする。

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

別表第一(第二条、第三条関係)

二級地	級別	学校の級別区分		支給割合 百分の十二
	(現行のお)	学校名	所在地	

規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

5| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の第三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び同日に受けていた」とする。

6| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

別表第一(第二条、第三条関係)

二級地	級別	学校の級別区分		支給割合 百分の十五
	(略)	学校名	所在地	

別表第二 (第五条関係)

(現行のとおり)

(削る)

五級地		四級地	三級地	
り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)
り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)
り (現行のとおり)		百分の二十	百分の十六	

別表第三 (第六条関係)

(略)

別表第二 (第三条関係)

行政職給料表(一)の職務の級	額
一級	三六八、八〇〇円
二級	四〇〇、七〇〇円
三級	四四九、四〇〇円
四級	四六三、四〇〇円

五級地		四級地	三級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		百分の二十三	百分の十九	

改正案

現行

第一条及び第二条（現行のとおり）

第一条及び第二条（略）

（へき地手当の月額）

（へき地手当の月額）

第三条 へき地手当の月額は、職員が受けるべき給料の月額と扶養手当の月額との合計額（第五条において「合計額」という。）に別表第二の上欄に掲げる級地に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第三条 へき地手当の月額は、職員が受けるべき給料の月額と扶養手当の月額との合計額（第六条において「合計額」という。）に別表第二の上欄に掲げる級地に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

（削る）

（へき地手当と地域手当との調整）

第四条 前条の規定にかかわらず、へき地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合におけるへき地手当の月額は、前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。

第五条（現行のとおり）

第五条（略）

（準ずる手当の月額）

（準ずる手当の月額）

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用によりへき地学校等に勤務することとなった日（以下「異動等の日」という。）から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の四を乗じて得た額とする。ただし、条例第十五条の三第二項に規定する教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用によりへき地学校等に勤務することとなった日（以下「異動等の日」という。）から起算して三年に達する日までの間は、合計額に百分の四を乗じて得た額とする。ただし、条例第十五条の三第二項に規定する教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して三年に達した日後は、合計額に別表第四の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

（端数計算）

（端数計算）

第七条 第三条の規定によるへき地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第七条 第三条の規定によるへき地手当の月額、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

第八条及び第九条（現行のとおり）

第八条及び第九条（略）

附 則（令和七年教委規則第一四号）

附 則（令和七年教委規則第一四号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(削る)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (第三条関係)

級別	支給割合
一級地	(現行のとおり)
二級地	百分の十二
三級地	百分の十六
四級地	百分の二十
五級地	(現行のとおり)

(削る)

別表第三 (第五条関係)

(現行のとおり)

1) この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2) この規則による改正後のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

別表第一 (略)

別表第二 (第三条関係)

級別	支給割合
一級地	(略)
二級地	百分の十五
三級地	百分の十九
四級地	百分の二十三
五級地	(略)

別表第三 (第3条関係) 削除

別表第四 (第六条関係) (略)

職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年東京都規則第三十一号）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （在宅勤務等の場所）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十一条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居</p> <p>第三条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （在宅勤務等の場所）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 職員が介護を行う要介護者の自宅</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三条から第八条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （在宅勤務等の場所）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十三条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居</p> <p>第三条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （在宅勤務等の場所）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 職員が介護を行う要介護者の自宅</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三条から第八条まで（略）</p>

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第三条まで （現行のとおり） 別表（第二条関係）		イ 調整額の区分一から八まで	
環境局 （現行のとおり）	勤務箇所 （現行のとおり）	職務 （現行のとおり）	調整額の区分 （現行のとおり）
福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課から児童相談センターまで	立川児童相談所 江東児童相談所 八王子児童相談所 足立児童相談所 大田児童相談所	（現行のとおり）	（現行のとおり）
保健医療局 （現行のとおり）	北療育医療センター から中部総合精神保健福祉センターまで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条から第三条まで （略） 別表（第二条関係）		イ 調整額の区分一から八まで	
環境局 （略）	勤務箇所 （略）	職務 （略）	調整額の区分 （略）
福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課から児童相談センターまで	立川児童相談所 江東児童相談所 八王子児童相談所 足立児童相談所 大田児童相談所	（略）	（略）
保健医療局 （略）	北療育医療センター から中部総合精神保健福祉センターまで	（略）	（略）

局まで
口 (現行のとおり)

局まで
口 (略)

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
専門課長	区分十

別表第二及び別表第三（現行のとおり）

現行

第一条から第四条まで（略）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）

別表第二及び別表第三（略）

給料の特別調整額に関する規程の一部改正（令和七年東京都選挙管理委員会訓令第一号）新旧対照表（抄）

改正案

別表第一の改正規定（現行のとおり）

別表第二の改正規定

特別調整額 の区分	給料表	行政職 給料表 (一)
区分五	一二三、 九〇〇円	一〇七、 九〇〇円
区分六	一一七、 五〇〇円	八五、〇 〇〇円
区分七	一〇二、 七〇〇円	七四、三 〇〇円
区分八	九六、五 〇〇円	六九、八 〇〇円
区分九	八四、八 〇〇円	六一、三 〇〇円
区分十	七二、〇 〇〇円	五一、〇 〇〇円

別表第三の改正規定

特別調整額 の区分	給料表	行政職 給料表 (一)
区分五		一〇七、 九〇〇円
区分六		八五、〇 〇〇円
区分七		七四、三 〇〇円
区分八		六九、八 〇〇円
区分九		六一、三 〇〇円
区分十		五一、〇 〇〇円

現行

別表第一の改正規定（略）

別表第二の改正規定

特別調整額 の区分	給料表	行政職 給料表 (一)
区分五	一二三、 九〇〇円	一〇七、 九〇〇円
区分六	一一七、 五〇〇円	八五、〇 〇〇円
区分七	一〇二、 七〇〇円	七四、三 〇〇円
区分八	九六、五 〇〇円	六九、八 〇〇円
区分九	八四、八 〇〇円	六一、三 〇〇円

別表第三の改正規定

特別調整額 の区分	給料表	行政職 給料表 (一)
区分五		一〇七、 九〇〇円
区分六		八五、〇 〇〇円
区分七		七四、三 〇〇円
区分八		六九、八 〇〇円
区分九		六一、三 〇〇円

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表第一（第二条関係）		第一条から第四条まで（略） 別表第一（第二条関係）	
東京都 教育庁	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職	東京都 教育庁	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職
条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）
総務課長 課長（総務課長を除く。）	総務課長 課長（総務課長を除く。）	総務課長 課長（総務課長を除く。）	総務課長 課長（総務課長を除く。）
区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事	区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事	区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事	区分六 区分七（東京都人事委員会（以下「人事
特別調整額の区分	特別調整額の区分	特別調整額の区分	特別調整額の区分

<p>東京都 教育事務所、 東京都 教育庁 出張所 及び学 及び学</p>	<p>条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)</p>	<p>区分五</p>	<p>専門課長</p>	<p>主任社会教育主事 主任管理主事 主任指導主事</p>	<p>区分九</p>	<p>担当課長</p>	<p>委員会」という。)の承認を得て東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるものについては区分六)</p>	<p>区分八(人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、教育委員会が別に定めるものについては区分九)</p>
---	---	------------	-------------	---------------------------------------	------------	-------------	--	---

<p>東京都 教育事務所、 東京都 教育庁 出張所 及び学 及び学</p>	<p>条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)</p>	<p>区分五</p>	<p>(新設)</p>	<p>主任社会教育主事 主任管理主事 主任指導主事</p>	<p>区分九</p>	<p>担当課長</p>	<p>委員会」という。)の承認を得て東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるものについては区分六)</p>	<p>区分八(人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、教育委員会が別に定めるものについては区分九)</p>
---	---	------------	-------------	---------------------------------------	------------	-------------	--	---

別表第二 (別紙のとおり)	校を除く教育 機関 課長 担当課長	東京都教育庁出張所の副所長 東京都学校経営支援センターの室長 東京都学校経営支援センターの支所長 長 東京都立多摩図書館長 東京都教育相談センター次長 主任指導主事
	区分九（人事委員会の承認を得て教育委員회가別に定めるも	

別表第二 (別紙のとおり)	校を除く教育 機関 課長 担当課長	東京都教育庁出張所の副所長 東京都学校経営支援センターの室長 東京都学校経営支援センターの支所長 長 東京都立多摩図書館長 東京都教育相談センター次長 主任指導主事
	区分九（人事委員会の承認を得て教育委員회가別に定めるも	

別表第三
(別紙のとおり)

別表第三
(別紙のとおり)

別表第二（第二条関係）

医療職給料表(一)	行政職給料表(一)	給料表 特別 の 区 分 整 額
	(略)	区分一
	(略)	区分二
	(略)	区分三
	(略)	区分五
	(略)	区分六
	(略)	区分七
	(略)	区分八
	(略)	区分九
	(新設)	(新設)

別表第三（第二条関係）

医療職給料表（一）	行政職給料表（一）	給料表 特別調整額
	（略）	区分一
	（略）	区分二
	（略）	区分三
	（略）	区分五
	（略）	区分六
（略）	（略）	区分七
	（略）	区分八
	（略）	区分九
	（新設）	（新設）

別表第二（第二条関係）

医療職給料表(一)	行政職給料表(一)	給料表 特別 の区 分額
	(現行のとおり)	区分一
	(現行のとおり)	区分二
	(現行のとおり)	区分三
	(現行のとおり)	区分五
	(現行のとおり)	区分六
(現行のとおり)	(現行のとおり)	区分七
	(現行のとおり)	区分八
	(現行のとおり)	区分九
	七二、〇〇〇円	区分十

別表第三（第二条関係）

医療職給料表（一）	行政職給料表（一）	給料表 特別調整額 の区分
	（現行のとおり）	区分一
	（現行のとおり）	区分二
	（現行のとおり）	区分三
	（現行のとおり）	区分五
	（現行のとおり）	区分六
（現行のとおり）	（現行のとおり）	区分七
	（現行のとおり）	区分八
	（現行のとおり）	区分九
	五二、〇〇〇円	区分十

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

改正案

第一条から第五条まで（現行のとおり）

附則

1から3まで（現行のとおり）

4 条例附則第五項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項の規定により規則で定める額は、別表13の部(3)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一から三まで（現行のとおり）

5及び6（現行のとおり）

別表（第二条関係）

番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、特別捜査課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、捜査共助課、鑑識課、生活安全総務課、人身安全対策課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪	(現行のとおり)	(現行のとおり)

新旧対照表（抄）（案）

現行

第一条から第五条まで（略）

附則

1から3まで（略）

4 条例附則第五項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項の規定により規則で定める額は、別表13の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一から三まで（略）

5及び6（略）

別表（第二条関係）

番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、特別捜査課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、捜査共助課、鑑識課、人身安全対策課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪	(略)	(略)

対策課、警視庁交通機動隊、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第四百六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第四百六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下

通機動隊、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第四百六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第四百六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総

	13	2 か ら 12 ま で	
	特別救助 手当	(現行の とおり)	
(4) (現行のとおり) (3) (現行のとおり) (2) 警察法第六十条第一項の規定による援助の要求(災害に係るものに限る。)により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動に従事した職員 (1) 自然災害、列車の転覆、爆発、水難その他の災害(2)において「災害」という。における被災者の救難又は救助に従事した災害対策課、警視庁機動隊、警視庁青梅警察署、警視庁五日市警察署又は警視庁高尾警察署に所属する職員	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり)	「管理職員」と総称する。)を除く。 イからエまで(現行のとおり) (2)から(5)まで(現行のとおり)	
(現行のとおり)	日額 千八十円	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	日額 二千百六十円	(現行のとおり)	(現行のとおり)
ア (1)については、(2)から(4)までの受給者を除く。 イ (2)については、(3)の受給者を除く。 ウ (1)、(2)又は(3)の業務に日没時から日出時までの間に従事した場合は、それぞれ(1)、(2)又は(3)の手当額の欄に定める手当額の百分の五十に相当する額を加算する。 エ (4)については、国際緊急救助援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急救助援助活動の危険性及び困難性等に応じて国際緊急援助活動への従事することに警視総監が人事委員会の承認を得て定める業務に従事した場合、(4)の手当額の欄に定める手当額に国際緊急	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

	13	2 か ら 12 ま で	
	特別救助 手当	(略)	
(3) (略) (2) (略)	(新設) (略)	(略)	称する。)を除く。 イからエまで(略) (2)から(5)まで(略)
(略)	日額 千六百八十円	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
ア (1)については、(2)及び(3)の受給者を除く。 (新設) イ (1)又は(2)の業務に日没時から日出時までの間に従事した場合は、それぞれ(1)又は(2)の手当額の欄に定める手当額の百分の五十に相当する額を加算する。 ウ (3)については、国際緊急救助援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急救助援助活動の危険性及び困難性等に応じて国際緊急援助活動への従事することに警視総監が人事委員会の承認を得て定める業務に従事した場合、(3)の手当額の欄に定める手当額に国際緊急	(略)	(略)	(略)

<p>ら 14 か まで 24</p>	
<p>と お り (現 行 の)</p>	
<p>(現 行 の と お り)</p>	
<p>り (現 行 の と お り)</p>	
<p>(現 行 の と お り)</p>	<p>援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に於て当該国際緊急援助活動への従事をするごとに当該手当額の百分の五十（現地の治安の状況等により、特に危険であると人事委員会が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において警視総監が人事委員会の承認を得て定める額を加算する。</p>

<p>ら 14 か まで 24</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に於て当該国際緊急援助活動への従事をするごとに当該手当額の百分の五十（現地の治安の状況等により、特に危険であると人事委員会が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において警視総監が人事委員会の承認を得て定める額を加算する。</p>

び 3 4 及	5]	救出救 助手当	(現行のとおり)	に従事した機関員 (救急隊員に限 る。 ウ 傷病者が心肺機 能停止状態である ときに、救急救命 処置等の活動に従 事した救急救命士 の機関員(救急隊 員に限る。) (4) 車内消毒等必要 とする救護に従事し た職員	一回 二百六十円	四百六十円	(1)については、 (2)、(5)、(6)又は(7) の受給者を除く。 (3)については、 ア 一体につき 五名を限度と する。ただし、 山岳地帯、水 上等で五名で 救出救助する ことが困難で ある場合は、 八名を限度と する。 イ 救出救助さ れた者が明らか に死亡してい た場合は、次 の基準による。 (ア) 腐乱等 a 腐乱等 れき断 され、若 しくは臓 器等が露
		(1) 火災、自然災害、 交通、爆発、水難そ の他の災害における 要救助者の救出救助 業務等に従事した職 員 (2) 潜水業務に従事し た職員 (3) 火災、自然災害、 交通、爆発、水難そ の他の災害における 要救助者の救出救助 業務に従事した職員 (救出救助された者 が明らかに死亡して いた場合に限る。) (4) 火薬類を用いる業 務に従事した職員 (5) 国際緊急援助隊の 派遣に関する法律 (昭和六十二年法律 第九十三号)の規定 に基づく国際緊急援 助隊の活動が行われ			日額 二百六十円 (即応対処部隊及び消防救 助機動部隊に所属する職員 には、百六十円を加算す る。)	一回 八百四十円 腐乱等 二千七百四十円 通常 千三百七十円	一回 四百六十円 日額 四千元

び 3 4 及	5]	救出救 助手当	(略)	に従事した機関員 (救急隊員に限 る。 ウ 傷病者が心肺機 能停止状態である ときに、救急救命 処置等の活動に従 事した救急救命士 の機関員(救急隊 員に限る。) (4) 車内消毒等必要 とする救護に従事し た職員	一回 二百六十円	一回 時間未満 三百六十円 一時間以上 五百円	(1)については、 (2)、(5)又は(6)の受 給者を除く。 (3)については、 ア 一体につき 五名を限度と する。ただし、 山岳地帯、水 上等で五名で 救出救助する ことが困難であ る場合は、八名 を限度とする。 イ 救出救助さ れた者が明らか に死亡してい た場合は、次 の基準による。 (ア) 腐乱等 a 腐乱等 れき断 され、若 しくは臓 器等が露
		(1) 火災、自然災害、 交通、爆発、水難そ の他の災害における 要救助者の救出救助 業務等に従事した職 員 (2) 潜水業務に従事し た職員 (3) 火災、自然災害、 交通、爆発、水難そ の他の災害における 要救助者の救出救助 業務に従事した職員 (救出救助された者 が明らかに死亡して いた場合に限る。) (4) 火薬類を用いる業 務に従事した職員 (5) 国際緊急援助隊の 派遣に関する法律 (昭和六十二年法律 第九十三号)の規定 に基づく国際緊急援 助隊の活動が行われ			日額 二百六十円 (即応対処部隊及び消防救 助機動部隊に所属する職員 には、百六十円を加算す る。)	一回 八百四十円 腐乱等 二千七百四十円 通常 千三百七十円	一回 四百六十円 日額 四千元

(6) 海外の地域において、同法第二条各号に掲げる国際緊急援助活動(以下「国際緊急援助活動」という。)に従事した職員
 (7) 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条の規定による災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動に従事した職員

日額

二千百六十円

日額

千八十円

出、又は衝撃のため原形をとどめないほどの損傷したもの
 b) 腐敗が進行して表皮が容易にはく脱する状態又はこの状態より更に死後経過が進行したもの(白骨死体を除く。)
 c) 火災により死亡したもの(外部所見で火傷の程度が軽度なものを除く。)
 (イ) 四肢の硬直又は死は直が確認される状態等(ア)以外のもの
 (5) については、国際緊急援助活動の現場の災害の状況及び生活

日額

千六百八十円

海外の地域において、同法第二条各号に掲げる国際緊急援助活動(以下「国際緊急援助活動」という。)に従事した職員
 (6) 災害対策基本法第六十条、第六十一条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における活動に従事した職員

出、又は衝撃のため原形をとどめないほどの損傷したもの
 b) 腐敗が進行して表皮が容易にはく脱する状態又はこの状態より更に死後経過が進行したもの(白骨死体を除く。)
 c) 火災により死亡したもの(外部所見で火傷の程度が軽度なものを除く。)
 (イ) 四肢の硬直又は死は直が確認される状態等(ア)以外のもの
 (5) については、国際緊急援助活動の現場の災害の状況及び生活

環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に依りて国際緊急援助活動への従事をすること、消防総監が人事委員会承認を得て定める業務に従事した場合は、(5)の手当額の欄に定める手当額に国際緊急援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に依りて当該国際緊急援助活動への従事をすること、当該手当額の百分の五十（現地の治安の状況等により、特に危険である）と人事委員会承認する場合に於ては、相百分の百に相当する額を超えない範囲内において消防総監が人事委員会の承認を得て定める額を加算する。

(7)については、(6)の受給者を除く。

環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に依りて国際緊急援助活動への従事をすること、消防総監が人事委員会承認を得て定める業務に従事した場合は、(5)の手当額の欄に定める手当額に国際緊急援助活動の現場の災害の状況及び生活環境等並びに国際緊急援助活動の危険性及び困難性等に依りて当該国際緊急援助活動への従事をすること、当該手当額の百分の五十（現地の治安の状況等により、特に危険である）と人事委員会承認する場合に於ては、相百分の百に相当する額を超えない範囲内において消防総監が人事委員会の承認を得て定める額を加算する。

6から17まで
(現行のとおり)

6から17まで
(略)

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（支給範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の四第一項の規定により、産業教育手当を支給する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師のうち、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（支給範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の四第一項の規定により、産業教育手当を支給する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のうち、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条から第八条まで（略）</p>		

改正案	現行
<p>第一条 (現行のとおり) (支給額)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都立の高等学校で、本務として定時制の課程で行う教育に従事する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手(以下「教諭等」という。)のうち、月の一日から末日までの間において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)の一部が午後八時後に割り振られた日数が、その月における勤務日数の十分の三に満たない者及び本務として通信制の課程で行う教育に従事する教諭等の定時制通信教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第二条の二から第六条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都立の高等学校で、本務として定時制の課程で行う教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手(以下「教諭等」という。)のうち、月の一日から末日までの間において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)の一部が午後八時後に割り振られた日数が、その月における勤務日数の十分の三に満たない者及び本務として通信制の課程で行う教育に従事する教諭等の定時制通信教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二条の二から第六条まで (略)</p>

改正案	現行
<p>第一条 (現行のとおり) (教育職員等)</p> <p>第二条 条例第二十四条の三第四項の教育職員等は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>第三条から第六条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一及び別表第二 (現行のとおり)</p>	<p>第一条 (略) (教育職員等)</p> <p>第二条 条例第二十四条の三第四項の教育職員等は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>第三条から第六条まで (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>

改正案

現行

第一条から第四条まで 別表第一（第二条関係）		第一条から第四条まで 別表第一（第二条関係）	
13	11及び12	10	10
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（略）
（4） （現行のとおり）	（1）から（3）まで （現行のとおり）	（1） 都立の高等学校の農業に関する学科又は東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したとき。	（1） 都立の高等学校の農業に関する学科又は東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、教諭又は実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したとき。
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二 (現行のとおり)	14から			
	17まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
			千三百円	
				(現行のとおり)

別表第二 (略)	14から			
	17まで	(略)	(略)	
			千円	
				(略)

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表第1（別紙のとおり） 別表第2（別紙のとおり）	第一条から第四条まで（略） 別表第1（別紙のとおり） 別表第2（別紙のとおり）

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1級から4級まで	(現行のとおり)
5級	<u>17,700円</u>
6級	(現行のとおり)

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1級から4級まで	(現行のとおり)
5 級	<u>13,300 円</u>
6 級	(現行のとおり)

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1級から4級まで	(略)
5級	<u>17,300円</u>
6級	(略)

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1級から4級まで	(略)
5 級	<u>12,700 円</u>
6 級	(略)

改正案

現行

第一条から第三条の三まで（現行のとおり）

第一条から第三条の三まで（略）

（成績率）

（成績率）

第三条の四（現行のとおり）

第三条の四（略）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万四百五十以上、一万分の一万四千二百四十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万五百六十以上、一万分の一万四千三百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（）五級等職員（以下「行（）五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上、一万分の二万二千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（）五級等職員（以下「行（）五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上、一万分の二万三千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（）四級等職員（以下「行（）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上、一万分の二万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（）四級等職員（以下「行（）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上、一万分の二万七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第四条第一項の給

四 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第四条第一項の給

料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千七百三十七・五以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千八百五十六・二五以上一万分の一万七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七 (現行のとおり)

八 行(一)五級等職員及び行(二)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千百十八・七五以上一万分の九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千二百二十八・七五以上一万分の七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

十 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千二百八十七・五以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千八百四十以上一万分の一万九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千九百六十以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七 (略)

八 行(一)五級等職員及び行(二)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

十 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から7まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

2から7まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千七百三十七・五以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千八百五十六・二五以上一万分の一万七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千百十八・七五以上一万分の九千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千八百四十以上一万分の一万九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千九百六十以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の九千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>

六 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千二百二十八・七五以上一万分の七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

七 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千二百八十七・五以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から7まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

六 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

七 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から7まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第八条まで（現行のとおり）</p> <p>第九条 日額の報酬を受ける職員（以下「日額非常勤職員」という。）に対する一日当たりの第二種報酬の額は、月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。）を月の勤務日数で除して算定した額とする。</p> <p>2 交通の用具を使用する日額非常勤職員（駐車場等利用職員を含む。）の第二種報酬の一日当たりの額は、常勤職員の例により算定した一月当たりの額（駐車場等の料金を含む。）を二十一日で除して算定した額とする。</p> <p>3 交通機関等と交通の用具を併用する日額非常勤職員（駐車場等利用職員を含む。）の第二種報酬の一日当たりの額は、交通機関等における最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額により、常勤職員の例により算定する。</p> <p>4 （現行のとおり）</p> <p>第十条 （現行のとおり）</p>	<p>第一条から第八条まで（略）</p> <p>第九条 日額の報酬を受ける職員（以下「日額非常勤職員」という。）に対する一日当たりの第二種報酬の額は、月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。）を月の勤務日数で除して算定した額とする。</p> <p>2 交通の用具を使用する日額非常勤職員の第二種報酬の一日当たりの額は、常勤職員の例により算定した一月当たりの額を二十一日で除して算定した額とする。</p> <p>3 交通機関等と交通の用具を併用する日額非常勤職員の第二種報酬の一日当たりの額は、交通機関等における最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額により、常勤職員の例により算定する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第十条 （略）</p>

2 (現行のとおり)

3 月額の報酬を受ける特別職非常勤職員(以下「月額特別職非常勤職員」という。)に対する第二種報酬の額の算定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等(運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。))の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。)を月の勤務日数で除して算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等の額」と、同条第二項中「除して算定した額」とあるのは「除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したものと、同条第三項中「最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等及び前項の規定により算定した額を月の勤務日数で除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第四項中「七千円」とあるのは「七千円に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定した額」と読み替えるものとする。

4 (現行のとおり)

第十一条から第二十七条まで (現行のとおり)
(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一八八六・二五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第六

2 (略)

3 月額の報酬を受ける特別職非常勤職員(以下「月額特別職非常勤職員」という。)に対する第二種報酬の額の算定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等(運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。)を月の勤務日数で除して算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等の額」と、同条第二項中「除して算定した額」とあるのは「除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したものと、同条第三項中「最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等及び前項の規定により算定した額を月の勤務日数で除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第四項中「七千円」とあるのは「七千円に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定した額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第十一条から第二十七条まで (略)
(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一九百二十以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第六号に

号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2から6まで (現行のとおり)

第二十九条から第三十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2から6まで (略)

第二十九条から第三十三条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条の三まで（現行のとおり） （報酬）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の額は、教育委員会が別に定める月の勤務日数（以下この項において「勤務日数」という。）における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等〔新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。〕の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。）を勤務日数で除して算定した額とする。</p> <p>6（現行のとおり）</p> <p>第二十二条の二から第三十六条まで（現行のとおり） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）</p> <p>第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、<u>一万分の一</u>八〇・二五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。</p> <p>2から5まで（現行のとおり）</p> <p>第三十八条から第四十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十一条の三まで（略） （報酬）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の額は、教育委員会が別に定める月の勤務日数（以下この項において「勤務日数」という。）における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。）を勤務日数で除して算定した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第二十二条の二から第三十六条まで（略） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）</p> <p>第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、<u>一万分の一</u>九〇・二五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第三十八条から第四十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第四十条まで（現行のとおり） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、<u>一万分の一万八</u> <u>百六・二五</u>以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に 掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人 事委員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（現行のとおり） 第四十二条から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四十条まで（略） （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率） 第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、<u>一万分の一万九</u> <u>百二十</u>以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げ る職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委 員会の承認を得て定める割合とする。 2から5まで（略） 第四十二条から第四十七条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）</p>